

別添 9－2

様式第 8 号 (第 3 条第 9 項関係)

自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金支給申請について、母子及び寡婦福祉法施行規則第 6 条の 9 第 1 項の規定により、次のとおり教育訓練給付金を支給しないことを決定しましたので通知します。

訓練給付金を支給しない理由	
(備考)	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添 1 0

様式第 1 0 号 (第 3 条第 1 2 項関係)

年 月 日

消費税等仕入れ控除税額報告書

草津市長 宛

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった草津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金について草津ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給に関する規則第 3 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|---|
| 1 | 年 月 日付け滋事家第 号による給付金の交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 申請時に減額した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3－2) | 金 | 円 |

別添 1 1－1

様式第 1 1 号 (第 4 条第 3 項関係)

高等職業訓練促進給付金等支給事前申請書

年 月 日

草津市長 宛

1. 申請者

申請者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (生 歳)
住所	(〒 —)	電話	() —
希望の対象資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士 その他 () 希望する理由		
過去の受給の有無	過去に、(高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金 ・ 職業訓練受講給付金 ・ 訓練延長給付) を受給したことが (ある ・ ない)		
ひとり親家庭	認定有 ・ 認定無 ・ 調査要		
児童扶養手当	受給有 ・ 受給無 ・ 受給資格無し		
現在の職業	無職 勤務先→ 電話() —		
申請者の所得の状況	前年度所得 千円 児童扶養手当の月額 円 今年度の収入 (見込) 月収 千円 年収 千円 扶養人数 子 人、その他 ()		
現在の状況			
生活の状況	受講期間中の生計予定		

2. 家族構成 (対象者を除く。)

氏名	生年月日	続柄	同居	家族の収入状況等
			有・無	無 有 年収 (千円)
			有・無	無 有 年収 (千円)
			有・無	無 有 年収 (千円)

3. 養成機関・修業

名称・電話	電話 () —
所在地	(〒 —)
受講講座	名称 受講期間 年 月 日～ 年 月 日
支給予定期間	年 月 日～ 年 月 日
講座案内	添付のとおり

事前申請受付

受付日	受付者	備考
年 月 日		

別添 11ー2
様式第9号 (第4条第3項関係)
高等職業訓練促進給付金等支給事前申請書

年 月 日

草津市長 宛

1. 申請者

申請者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (日 生 歳)
住所	(〒 —)	電話	() —
希望の 対象資格	看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 希望する理由		
過去の受給の有無	過去に、(高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金 ・ 職業訓練受講給付金 ・ 訓練延長給付) を受給したことが (ある ・ ない)		
ひとり親家庭	認定有 ・ 認定無 ・ 調査要		
児童扶養手当	受給有 ・ 受給無 ・ 受給資格無し		
現在の職業	無職 勤務先→ 電話() —		
申請者の所得の状況	前年度所得 千円 児童扶養手当の月額 円 今年度の収入 (見込) 月収 千円 年収 千円 扶養人数 子 人、その他 ()		
生活の状況	現在の状況 受講期間中の生計予定		

2. 家族構成 (対象者を除く。)

氏名	生年月日	続柄	同居	家族の収入状況等
			有・無	無有 年収 (千円)
			有・無	無有 年収 (千円)
			有・無	無有 年収 (千円)

3. 養成機関・修業

名称・電話	電話 () —
所在地	(〒 —)
受講講座	名称 受講期間 年 月 日～ 年 月 日
支給予定期間	年 月 日～ 年 月 日
講座案内	添付のとおり

4. 承諾書

承諾書

高等職業訓練促進給付金等に係る支給要件を審査するため、課税台帳および住民基本台帳について、草津市子ども未来部子ども家庭・若者課職員が閲覧することならびに公共職業安定所に必要な情報の提供を求め、および提供を受けることに同意します。

草津市長 宛

申請者名

事前申請受付

受付日	受付者	備考
年 月 日		

別添 12
様式第12号 (第4条第4項第2号イ、第4条第4項第2号ウ、第4条第7項第2号イ、第4条第7項第2号ウ、第5条第3項第2号イ関係)
年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

草津市長 宛

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年 (請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年) の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族					
1	フリガナ 氏名	続柄	生年 月 日	年 月 日	
	個人番号	住所 (別居の場合)			
2	フリガナ 氏名	続柄	生年 月 日	年 月 日	
	個人番号	住所 (別居の場合)			
3	フリガナ 氏名	続柄	生年 月 日	年 月 日	
	個人番号	住所 (別居の場合)			
4	フリガナ 氏名	続柄	生年 月 日	年 月 日	
	個人番号	住所 (別居の場合)			

【添付書類】

- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年 (申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年) の12月31日 (年の途中で死亡した場合には、その死亡の日) において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等を御記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年 (申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年) の12月31日 (年の途中で死亡した場合には、その死亡した日) において、次のいずれにも該当する方です。
 - 配偶者以外の親族 (6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。) または都道府県知事から養育を委託された児童 (いわゆる里子) や市長から養護を委託された老人である
 - あなたと生計を一にしている
 - 前年 (申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年) の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていないまたは白色申告書の事業専従者でない

別添 13ー1
様式第13号 (第4条第5項関係)

高等職業訓練促進給付金等支給要件適合通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長

印

さきにあなたから提出のありました高等職業訓練促進給付金等事前申請書について、下記のとおり高等職業訓練促進給付金等支給要件に適合した旨を通知いたします。

記

養成機関の 名称	
備考	

別添 1 3 - 2
様式第 1 0 号 (第 4 条第 5 項関係)
高等職業訓練促進給付金等支給要件適合通知書

第 号
年 月 日

様
草津市長 印

さきにあなたから提出のありました高等職業訓練促進給付金等事前申請書について、下記のとおり高等職業訓練促進給付金等支給要件に適合した旨を通知いたします。

養成機関の 名称	
備考	

別添 1 4 - 1
様式第 1 4 号 (第 4 条第 5 項関係)
高等職業訓練促進給付金等支給要件不適合通知書

第 号
年 月 日

様
草津市長 印

さきにあなたから提出のありました高等職業訓練促進給付金等事前申請書について、下記のとおり高等職業訓練促進給付金等支給要件に不適合であった旨を通知いたします。

支給要件不適合の 理由	
備考	

別添 1 4 - 2
様式第 1 1 号 (第 4 条第 5 項関係)
高等職業訓練促進給付金等支給要件不適合通知書

第 号
年 月 日

様
草津市長 印

さきにあなたから提出のありました高等職業訓練促進給付金等事前申請書について、下記のとおり高等職業訓練促進給付金等支給要件に不適合であった旨を通知いたします。

支給要件不適合の 理由	
備考	

別添 1 5 - 1
様式第 1 5 号 (第 4 条第 6 項、第 5 条第 2 項関係)
(表 面)
高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

草 津 市 長 宛
申 請 者 氏 名

過日通知のありました高等職業訓練促進給付金支給要件適合通知書に基づき、(高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金) の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ 生 年 月 日 昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
②住 所	(千 -) 電話 ()
③過去の受給の有無	過去に(訓練促進給付金・修了支援給付金)を受けたことがある(ある・ない)
④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金	
養成機関名	
住 所	電話 ()
⑤養成機関 及び修業内容について	修業期間 年 月 日 ~ 年 月 日 養成区分 昼間・夜間 修業に係る資格 看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士 その他 () 資格取得 有 ・ 無 就職先 (内定先) (※修了支援給付金の請求の場合のみ記載) の事業所名 および勤務形態等 就職 (常勤 非常勤・パート 自営業 その他) 求職中 就学継続中 その他
金融機関名	口座の種類 普通・当座
⑥支払金融機関	本・支店名 口座番号 口座名義 (フリガナ) ☐ 公金受取口座を利用します。

※ ④欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
※ ⑥欄は、申請者名義の通帳の写しを添付する場合は、記入する必要はありません。
※ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (令和 3 年法律第 3 8 号) 第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、⑥欄に記載する必要はありません。

(裏 面)

⑦申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について
(住民票の世帯が別であっても、直系の血族または兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

1 氏 名 (個人番号)	フリガナ 生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
住 所	(千 -) 続柄 申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
2 氏 名 (個人番号)	フリガナ 生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
住 所	(千 -) 続柄 申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
3 氏 名 (個人番号)	フリガナ 生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
住 所	(千 -) 続柄 申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
4 氏 名 (個人番号)	フリガナ 生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
住 所	(千 -) 続柄 申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
5 氏 名 (個人番号)	フリガナ 生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
住 所	(千 -) 続柄 申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
(備考)	

別添 1 5－2
様式第 1 2 号（第 4 条第 6 項、第 5 条第 2 項関係）
高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

草津市長 宛

過日通知のありました高等職業訓練促進給付金支給要件適合通知書に基づき、（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）の支給を受けたいので下記により申請します。＊いづれかに○をつけること。

申請者氏名 (個人番号)	フリガナ		
	個人番号		
養成機関名			
申請期間または修了日	年 月分から 年 月分まで 年 月 日修了		
支払金融機関	金融機関名	口座の種類	普通・当座
	本・支店名	口座番号	
	口座名義(フリガナ記入)		
備考			

（注意）
高等職業訓練修了支援給付金の支給申請期間は修了日から起算して 30 日以内です。

申請者と同じ住所にある扶養義務者について、この申請書をもって高等職業訓練促進給付金等に係る支給要件を審査するため、課税台帳および住民基本台帳について、草津市子ども未来部子ども家庭・若者課職員が閲覧することに同意します。

申請者と同じ世帯に属する者の氏名等について
(住民票の世帯が別であっても、直系の血族または兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

1. 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号	続柄	

住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
2. 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
3. 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
4. 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
5. 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
(備考)			

（記載要領）
1 同意する方が自ら署名を行ってください。
2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状が必要です。

別添 1 6－1
様式第 1 6 号(第 4 条第 8 項、**第 5 条第 4 項**関係)
高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

さきにあなたから提出のありました高等職業訓練促進給付金等支給申請について、下記のとおり（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を支給することを決定しましたので通知します。

記	
養成機関の名称	
支給決定額 (高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)	円
支給期間	年 月分から 年 月分まで
備考	

別添 1 6－2
様式第 1 3 号(第 4 条第 8 項、**第 5 条第 3 項**関係)
高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

さきにあなたから提出のありました高等職業訓練促進給付金等支給申請について、下記のとおり（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を支給することを決定しましたので通知します。

記	
養成機関の名称	
支給決定額 (高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)	円
支給期間	年 月分から 年 月分まで
備考	

別添 1 7－1

様式第 1 7 号 (第 4 条第 8 項、第 5 条第 4 項関係)

高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

さきにあなたから提出のありました高等職業訓練促進給付金等支給申請について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（第 6 条の 1 第 1 項・第 6 条の 1 第 1 項）の規定により、下記のとおり（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を支給しないことを決定しましたので通知します。

(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)を支給しない理由	
備考	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添 1 7－2

様式第 1 4 号 (第 4 条第 8 項、第 5 条第 3 項関係)

高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

さきにあなたから提出のありました高等職業訓練促進給付金等支給申請について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（第 6 条の 1 第 1 項・第 6 条の 1 第 1 項）の規定により、下記のとおり（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を支給しないことを決定しましたので通知します。

(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)を支給しない理由	
備考	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添 1 8－1

様式第 1 8 号 (第 4 条第 9 項関係)

高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

年 月 日

草津市長 宛

氏名

下記のとおり、高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。

※③の理由はいずれかに○をつけること

① 氏 名	フリガナ	
② 住 所	(〒 -)	電話 ()
③ 受給資格がなくなった理由	ア ひとり親家庭の父母でなくなったため イ 市内に住所を有しなくなったため ウ 養成機関への修業を取りやめたため エ その他 ()	
④ 理由が発生した日	年 月 日	
(備考)		

別添 1 8－2

様式第 1 5 号 (第 4 条第 9 項関係)

高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届

年 月 日

草津市長 宛

申請者名

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける資格がなくなりましたので、下記により届け出ます。

受給資格がなくなった理由	記 1 ひとり親家庭の父母でなくなったため 2 市内に住所を有しなくなったため 3 養成機関の修業を取りやめたため 4 その他支給要件に該当しなくなったため 5 受給者としての資格を辞退するため
理由が発生した日	年 月 日
備考	

別添19-1
様式第19号(第4条第9項関係)

高等職業訓練促進給付金等変更届

草津市長宛
氏名
年 月 日

現在受給している高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金について、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

※④の変更内容はいずれかに○をつけること

① 氏 名	フリガナ	
② 住 所	(〒 -)	電話 () 二
③ 変 更 内 容 ※具体的な変更内容を []に記入して ください	ア 受給者または受給者と同一世帯に属する者に係る市町民税の課税状況が 変わった [] イ 世帯を構成する者に異動があった [] ウ 養成機関を休学することとなった [] エ その他 []	
④ 変更が発生した日	年 月 日	
(備考)		

別添19-2
様式第16号(第4条第9項関係)

高等職業訓練促進給付金変更届

草津市長宛
申請者氏名
年 月 日

現在受給している高等職業訓練促進給付金について次のとおり変更が生じたので届け出ます。

変更内容 ※[]には、具体的 な変更内容を記載 すること。	ア 受給者または受給者と同一世帯に属する者に係る市町民税の課税状 況が変わったため [] イ 世帯を構成する者に異動があったため [] ウ 住所の異動があったため [] エ その他 []
変 更 が 発 生 し た 日	年 月 日
(備考)	

別添20-1
様式第20号(第4条第10項関係)

高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日
様
草津市長 印

高等職業訓練促進給付金の受給資格がなくなったため、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の15の規定により支給決定の取消しを決定しましたので通知します。

受給取消を行う理由	
理由が発生した日	年 月 日
備考	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添20-2
様式第17号(第4条第10項関係)

高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日
様
草津市長 印

高等職業訓練促進給付金の受給資格がなくなったため、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の15の規定により支給決定の取消しを決定しましたので通知します。

受給取消を行う理由	
理由が発生した日	年 月 日
備考	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 1 号

草津市税規則の一部を改正する規則

草津市税規則（平成 3 年草津市規則第 1 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 3 0 条の 3 《現行どおり》 （寄附金税額控除の対象となる寄附金） 第 3 0 条の 4 《現行どおり》 （1）～（2） 《現行どおり》 （3） 条例第 3 4 条の 8 第 1 項第 1 号ケに掲げる<u>寄附金</u> <u>公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 6 条</u>の規定により滋賀県知事の<u>認可</u>を受けた同法<u>第 2 条第 1 項第 1 号</u>に規定する公益信託の信託財産とするために支出した<u>寄附金</u> （4） 《現行どおり》 第 3 1 条～第 3 6 条 《現行どおり》 （法人の設立等の申告） 第 3 7 条 条例第<u>3 6 条の 2 第 1 0 項</u>の規定による申告は、別記様式第 6 1 号により行うものとする。 第 3 8 条～第 4 1 条の 2 《現行どおり》 （新築住宅等の固定資産税の減額申告書） 第 4 2 条 《現行どおり》 2 ～ 5 《現行どおり》 6 条例付則第<u>7 条の 3 第 1 5 項</u>に規定する申告書は、別記様式第 6 6 号の 6 によるものとする。 第 4 3 条～第 5 9 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 6 号の 5 《現行どおり》 別記様式第 6 6 号の 6 （第 4 2 条第 6 項関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 6 7 号～別記様式第 8 2 号 《現行どおり》 別記様式第 8 3 号（第 5 7 条第 2 項関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 8 4 号～別記様式第 8 5 号 《現行どおり》	第 1 条～第 3 0 条の 3 《省略》 （寄附金税額控除の対象となる寄附金） 第 3 0 条の 4 《省略》 （1）～（2） 《省略》 （3） 条例第 3 4 条の 8 第 1 項第 1 号ケに掲げる<u>金銭</u> <u>公益信託ニ関スル法律（大正 1 1 年法律第 6 2 号）第 2 条</u>の規定により滋賀県知事<u>または</u><u>滋賀県教育委員会の許可</u>を受けた同法<u>第 1 条</u>に規定する公益信託の信託財産とするために支出した<u>金銭</u> （4） 《省略》 第 3 1 条～第 3 6 条 《省略》 （法人の設立等の申告） 第 3 7 条 条例第<u>3 6 条の 2 第 8 項</u>の規定による申告は、別記様式第 6 1 号により行うものとする。 第 3 8 条～第 4 1 条の 2 《省略》 （新築住宅等の固定資産税の減額申告書） 第 4 2 条 《省略》 2 ～ 5 《省略》 6 条例付則第<u>7 条の 3 第 1 4 項</u>に規定する申告書は、別記様式第 6 6 号の 6 によるものとする。 第 4 3 条～第 5 9 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 6 号の 5 《省略》 別記様式第 6 6 号の 6 （第 4 2 条第 6 項関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 6 7 号～別記様式第 8 2 号 《省略》 別記様式第 8 3 号（第 5 7 条第 2 項関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 8 4 号～別記様式第 8 5 号 《省略》

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第30条の4第3号の改正規定および付則第2項の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。
(市民税に関する経過措置)
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の市税規則（第30条の4第3号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。
(様式に関する経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の草津市税規則の様式による用紙は、当分の間、所要の改正を加えて、これを使用することができる。

別添 1－1
様式第 6 6 号の 6（第 4 2 条第 6 項関係）

耐震基準適合家屋改修に伴う固定資産税減額申告書

草津市長宛

宛

年 月 日

申告者（納税義務者）

住所

氏名または名称

電話番号

個人番号または法人番号(右詰記載)

草津市税条例付則第7条の3第1.5項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在地	草津市				
家屋番号	構造	ア 木造 ウ 鉄骨造 オ 軽量鉄骨造	イ 鉄筋コンクリート エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 カ その他		
家屋の種類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他				
家屋の階数	地上 階 地下 階				
家屋の床面積	1階	㎡	1階以外	㎡	合計 ㎡
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日		
耐震改修が完了した年月日	年 月 日	耐震改修に要した費用	円		
※耐震改修完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由					

(注)家屋の構造および種類について、該当するものを○で囲む。

別添 1－2
様式第 6 6 号の 6（第 4 2 条第 6 項関係）

耐震基準適合家屋改修に伴う固定資産税減額申告書

草津市長宛

宛

年 月 日

申告者（納税義務者）

住所

氏名または名称

電話番号

個人番号または法人番号(右詰記載)

草津市税条例付則第7条の3第1.4項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在地	草津市				
家屋番号	構造	ア 木造 ウ 鉄骨造 オ 軽量鉄骨造	イ 鉄筋コンクリート エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 カ その他		
家屋の種類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他				
家屋の階数	地上 階 地下 階				
家屋の床面積	1階	㎡	1階以外	㎡	合計 ㎡
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日		
耐震改修が完了した年月日	年 月 日	耐震改修に要した費用	円		
※耐震改修完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由					

(注)家屋の構造および種類について、該当するものを○で囲む。

納入明細書 別紙のとおり

入 湯 税 納 入 明 細 書					
課税標準月		年 月 分			
課 税 標 準	日	宿泊人数	全入湯者数	課税免除者数	課税標準者数
			A	B	C (A-B)
	1 日				
	2 日				
	3 日				
	4 日				
	5 日				
	6 日				
	7 日				
	8 日				
	9 日				
	1 0 日				
	1 1 日				
	1 2 日				
	1 3 日				
	1 4 日				
	1 5 日				
	1 6 日				
	1 7 日				
	1 8 日				
	1 9 日				
	2 0 日				
	2 1 日				
	2 2 日				
	2 3 日				
	2 4 日				
	2 5 日				
	2 6 日				
	2 7 日				
	2 8 日				
	2 9 日				
	3 0 日				
	3 1 日				
合 計					
課税標準		△	税額 円/人 D	税 額 C×D	円

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 6 号

草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例施行規則の一部改正（平成 2 1 年草津市規則第 4 9 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 《現行どおり》	第 1 条～第 8 条 《省略》

改正後		改正前	
別表（第 4 条関係）		別表（第 4 条関係）	
税外収入金の種類	滞納処分執行職員	税外収入金の種類	滞納処分執行職員
草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（昭和 4 2 年草津市条例第 2 5 号）第 2 条に規定する利用者負担額	こども若者部幼児課および総務部総務課に属する職員	草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例（昭和 4 2 年草津市条例第 2 5 号）第 2 条に規定する利用者負担額	子ども未来部幼児課および総務部総務課に属する職員
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》		別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》	

（草津市福祉事務所事務分掌規則の一部改正）

第 2 条 草津市福祉事務所事務分掌規則（昭和 5 3 年草津市規則第 2 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （組織および分掌事務）	第 1 条 《省略》 （組織および分掌事務）
第 2 条 福祉事務所の事務は、健康福祉部および <u>こども若者部</u> に属し、草津市事務分掌規則（昭和 5 2 年草津市規則第 2 8 号）に定める健康福祉政策課、生活支援課、障害福祉課および長寿いきがい課ならびに <u>こども家庭若者課</u> および家庭児童相談室が分掌する。	第 2 条 福祉事務所の事務は、健康福祉部および <u>子ども未来部</u> に属し、草津市事務分掌規則（昭和 5 2 年草津市規則第 2 8 号）に定める健康福祉政策課、生活支援課、障害福祉課および長寿いきがい課ならびに <u>子ども家庭・若者課</u> および家庭児童相談室が分掌する。
第 3 条～第 4 条 《現行どおり》	第 3 条～第 4 条 《省略》

（草津市要保護児童対策地域協議会運営規則の一部改正）

第 3 条 草津市要保護児童対策地域協議会運営規則（平成 2 5 年草津市規則第 3 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 9 条 《現行どおり》 （要保護児童対策調整機関）	第 1 条～第 9 条 《省略》 （要保護児童対策調整機関）
第 1 0 条 法第 2 5 条の 2 第 4 項の規定に基づき市長が指定する協議会の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、 <u>こども若者部</u> 家庭児童相談室とする。	第 1 0 条 法第 2 5 条の 2 第 4 項の規定に基づき市長が指定する協議会の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、 <u>子ども未来部</u> 家庭児童相談室とする。
第 1 1 条 《現行どおり》 （庶務）	第 1 1 条 《省略》 （庶務）
第 1 2 条 協議会の庶務は、 <u>こども若者部</u> 家庭児童相談室において処理する。	第 1 2 条 協議会の庶務は、 <u>子ども未来部</u> 家庭児童相談室において処理する。
別表第 1 （第 3 条関係）	別表第 1 （第 3 条関係）
関係機関等の区分	関係機関等の区分
関係機関等の名称	関係機関等の名称
法第 2 5 条の 5 第	法第 2 5 条の 5 第
《現行どおり》	《省略》

改正後		改正前	
1号に規定する国 又は地方公共団体 の機関	草津市 <u>こども若者部</u> 《現行どおり》	1号に規定する国 又は地方公共団体 の機関	草津市 <u>子ども未来部</u> 《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
別表第2（第8条第2項関係） (1)～(10) 《現行どおり》 (11) 草津市 <u>こども若者部</u> こども若者政策課 (12) 草津市 <u>こども若者部</u> こども家庭若者課 (13) 草津市 <u>こども若者部</u> 家庭児童相談室 (14) 草津市 <u>こども若者部</u> 子育て相談センター (15) 草津市 <u>こども若者部</u> 発達支援センター (16) 草津市 <u>こども若者部</u> 幼児課 (17)～(19) 《現行どおり》		別表第2（第8条第2項関係） (1)～(10) 《省略》 (11) 草津市 <u>子ども未来部</u> 子ども・若者政策課 (12) 草津市 <u>子ども未来部</u> 子ども家庭・若者課 (13) 草津市 <u>子ども未来部</u> 家庭児童相談室 (14) 草津市 <u>子ども未来部</u> 子育て相談センター (15) 草津市 <u>子ども未来部</u> 発達支援センター (16) 草津市 <u>子ども未来部</u> 幼児課 (17)～(19) 《省略》	

（草津市こども家庭センターの設置および運営に関する規則の一部改正）

第4条 草津市こども家庭センターの設置および運営に関する規則（令和6年草津市規則第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 （設置） 第3条 こども家庭センターは、<u>こども若者部</u>に設置する。 第4条 《現行どおり》 （組織および分掌事務） 第5条 こども家庭センターの事務は、<u>こども若者部</u>に属し、草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）に定める<u>こども家庭若者課</u>、家庭児童相談室および子育て相談センターが分掌する。 （職の設置等） 第6条 《現行どおり》 （1）～（3） 《現行どおり》 2 所長は、<u>こども若者部</u>副部長（総括）をもって充てる。 3～5 《現行どおり》 6 統括支援員および所員は、所長が<u>こども家庭若者課</u>、家庭児童相談室および子育て相談センターの職員の中から指名する。 第7条～第8条 《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 （設置） 第3条 こども家庭センターは、<u>子ども未来部</u>に設置する。 第4条 《省略》 （組織および分掌事務） 第5条 こども家庭センターの事務は、<u>子ども未来部</u>に属し、草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）に定める<u>子ども家庭・若者課</u>、家庭児童相談室および子育て相談センターが分掌する。 （職の設置等） 第6条 《省略》 （1）～（3） 《省略》 2 所長は、<u>子ども未来部</u>副部長（総括）をもって充てる。 3～5 《省略》 6 統括支援員および所員は、所長が<u>子ども家庭・若者課</u>、家庭児童相談室および子育て相談センターの職員の中から指名する。 第7条～第8条 《省略》

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(令和 7 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 7 号

草津市子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則の一部を改正する規則

草津市子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和元年草津市規則第 1 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 7 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 3 条第 1 項第 1 号関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号（第 3 条第 1 項第 2 号関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 3 号（第 3 条第 1 項第 3 号関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 4 号～別記様式第 7 号 《現行どおり》 別記様式第 8 号（第 5 条関係） （別添 4－1 のとおり） 別記様式第 9 号（第 5 条関係） （別添 5－1 のとおり）	第 1 条～第 7 条 《省略》 別記様式第 1 号（第 3 条第 1 項第 1 号関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号（第 3 条第 1 項第 2 号関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 3 号（第 3 条第 1 項第 3 号関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 4 号～別記様式第 7 号 《省略》 別記様式第 8 号（第 5 条関係） （別添 4－2 のとおり） 別記様式第 9 号（第 5 条関係） （別添 5－2 のとおり）

付 則

（施行期日）

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（様式の経過措置）
- この規則の施行の際、現にある改正前の草津市子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添1-1

別記

様式第1号(第3条第1項第1号関係)

草津市長

宛て

年 月 日

施設等利用費支給申請書兼請求書(償還払い用)

私立幼稚園(新制度移行園除く。)、国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚園の施設等利用費

【 年 月 ～ 年 月 分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、以下のとおり施設等利用費の支給を申請します。支給決定された施設等利用費は、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査および支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、草津市内に居住していることを草津市が住民基本台帳等で確認すること。
2. 実際に利用していることを草津市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を草津市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を草津市が確認すること。(第3号認定に限る)
5. 支給額は、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行い、支給決定すること。
6. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に応じること。

捺印

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

ふりがな	認定 子ども との 続柄	生年月日	年 月 日
氏 名	印	現 住 所	〒 電 話:

※1 償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です。申請者と口座名義人が異なる場合は、裏面委任状を記入いただく必要があります。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

認定種別(法第30条の4)	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	ふりがな	
請求対象 期間にお ける住所	☐ 現住所のとき ☐ 転入した(転入日: 年 月 日) ☐ 転出した(転出日: 年 月 日)	氏名	

3. 在籍する幼稚園等について記入

ふりがな 幼稚園等 名 称	所 在 地 (市外の場合のみ記入)	〒 電 話:
契約している利用料(いずれかに 記し金額を記入)※2	☐ 月 額 円 ☐ 日 額 円 ☐ 時間 円	
請求対象 期間にお ける住所	☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した(入園日: 年 月 日) ☐ 途中退園した(退園日: 年 月 日) ☐ 途中退園した(退園日: 年 月 日)	

※2 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額額の口に入力し、算定した月額相当分を記入してください。

4. 償還払いの振込先について記入(※3)

振込先	☐ 継続 : 以前の振込先と同じ口座に振り込み ☐ 新規 : 新規の申請または以前の振込先からの変更 ☐ 変更 : 新規の申請または以前の振込先からの変更	以下の口座情報の記入は不要です 以下の口座情報の記入が必要
-----	--	----------------------------------

※3 区分が新規または変更の場合は、通帳の写し等、口座情報が確認できる書類の添付が必要です。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	(口座名義(カタカナ))

【ゆうちょ銀行の場合】

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
ゆうちょ銀行	記号 番号	(口座名義(カタカナ))

(裏面も記入してください)

申請者と異なる名義人の口座を振込先に指定する場合は、申請者にて下記の委任状に記入してください。

委任状

草津市長 宛	年 月 日
保護者(申請者)	
住所	
生年月日	年 月 日生
氏名	印
私の草津市の子育てのための施設等利用給付費の債権受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。	
代理人(償還払いの振込先の口座名義人の方)	
住所	
生年月日	年 月 日生
氏名	印
※委任状とあわせて、申請者の本人確認書類(写し)と代理人(名義人)の本人確認書類を持参してください。	
※委任状は申請者にて記入してください。	
※訂正がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。	

5. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入(※4)	入園年月日(年 月 日)	入園料(円)	支払額合計 (d=b+c)	月額上限額 (e)	請求額 (dとeを比較して 小さい方)
利用年月日	今年度分の支払った入園料の月額換算額 (b=a/12) ※4 ※6	支払った月額利用料(保育料) (c) ※4 ※6			
年 4 月	円	円	円	円	円
年 5 月	円	円	円	円	円
年 6 月	円	円	円	円	円
年 7 月	円	円	円	円	円
年 8 月	円	円	円	円	円
年 9 月	円	円	円	円	円
年 10 月	円	円	円	円	円
年 11 月	円	円	円	円	円
年 12 月	円	円	円	円	円
年 1 月	円	円	円	円	円
年 2 月	円	円	円	円	円
年 3 月	円	円	円	円	円
合計額					円

※4 上記で記入した入園料や保育料について支払いを証明する領収証(口座振替の場合は、明細書(無償化対象となる保育料の額がわかるもの)および通帳の写し(口座引き落とし額がわかるもの)等)と特定子ども・子育て支援提供証明書添付してください。

※6 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください(1円未満の端数切り捨て)。

※6 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定してください。(1円未満の端数がある場合は切り捨て)

※7 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退園日までその月の平日開所日数とその月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以後の平日開所日数とその月の平日開所日数としてください。
(月額上限額: 25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

別添1-2

別記

様式第1号(第3条第1項第1号関係)

草津市長

宛て

年 月 日

施設等利用費支給申請書兼請求書(償還払い用)

私立幼稚園(新制度移行園除く。)、国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚園の施設等利用費

【 年 月 ～ 年 月 分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、以下のとおり施設等利用費の支給を申請します。支給決定された施設等利用費は、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査および支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、草津市内に居住していることを草津市が住民基本台帳等で確認すること。
2. 実際に利用していることを草津市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を草津市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を草津市が確認すること。(第3号認定に限る)
5. 支給額は、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行い、支給決定すること。
6. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に応じること。

捺印

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

ふりがな	認定 子ども との 続柄	生年月日	年 月 日
氏 名	印	現 住 所	〒 電 話:

※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です。申請者と口座名義人が異なる場合は、裏面委任状を記入いただく必要があります。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

認定種別(法第30条の4)	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	ふりがな	
請求対象 期間にお ける住所	☐ 現住所のとき ☐ 転入した(転入日: 年 月 日) ☐ 転出した(転出日: 年 月 日)	氏名	

3. 在籍する幼稚園等について記入

ふりがな 幼稚園等 名 称	所 在 地 (市外の場合のみ記入)	〒 電 話:
契約している利用料(いずれかに 記し金額を記入)※1	☐ 月 額 円 ☐ 日 額 円 ☐ 時間 円	
請求対象 期間にお ける住所	☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した(入園日: 年 月 日) ☐ 途中退園した(退園日: 年 月 日) ☐ 途中退園した(退園日: 年 月 日)	

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額額の口に入力し、算定した月額相当分を記入してください。

(裏面も記入してください)

4. 償還払いの振込先について記入(※2)

振込先	☐ 継続 : 以前の振込先と同じ口座に振り込み ☐ 新規 : 新規の申請または以前の振込先からの変更 ☐ 変更 : 新規の申請または以前の振込先からの変更	以下の口座情報の記入は不要です 以下の口座情報の記入が必要
-----	--	----------------------------------

※2 区分が新規または変更の場合は、通帳の写し等、口座情報が確認できる書類の添付が必要です。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	(口座名義(カタカナ))

【ゆうちょ銀行の場合】

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
ゆうちょ銀行	記号 番号	(口座名義(カタカナ))

申請者と異なる名義人の口座を振込先に指定する場合は、申請者にて下記の委任状に記入してください。

委任状

草津市長 宛	年 月 日
保護者(申請者)	
住所	
生年月日	年 月 日生
氏名	印
私の草津市の子育てのための施設等利用給付費の債権受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。	
代理人(償還払いの振込先の口座名義人の方)	
住所	
生年月日	年 月 日生
氏名	印
※委任状とあわせて、申請者の本人確認書類(写し)と代理人(名義人)の本人確認書類を持参してください。	
※委任状は申請者にて記入してください。	
※訂正がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。	

(表裏も記入して下さい)

5. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合記入(※3)	入園年月日(年 月 日)	入園料(円)			
利用年月日	今年度分の支払った入園料の月額換算額 (b=a/12) ※3 ※4	支払った月額利用料(保育料) (c) ※3 ※5	支払額合計 (d=b+c)	月額上限額 (e) ※6	請求額 (dとeを比較して小さい方)
年 4 月	円	円	円	円	円
年 5 月	円	円	円	円	円
年 6 月	円	円	円	円	円
年 7 月	円	円	円	円	円
年 8 月	円	円	円	円	円
年 9 月	円	円	円	円	円
年 1 0 月	円	円	円	円	円
年 1 1 月	円	円	円	円	円
年 1 2 月	円	円	円	円	円
年 1 月	円	円	円	円	円
年 2 月	円	円	円	円	円
年 3 月	円	円	円	円	円
合計額					円

- ※3 上記で記入した入園料や保育料について支払いを証明する領収証(口座振替の場合は、明細書(無償化対象となる保育料の額がわかるもの) および通帳の写し(口座引き落とし額がわかるもの)等)と認定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。
- ※4 途中入園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください(10円未満の端数は切り捨て)。
- ※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定してください。(10円未満の端数は切り捨て)。
- ※6 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×場所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以後の平日開所日数÷その月の平日開所日数としてください。
(月額上限額: 25,700円、国立大学附属幼稚園: 38,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

別添 2-1

様式第 2 号(第 3 条第 1 項第 2 号関係)

草津市長 宛て

施設等利用費支給申請書兼請求書(償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項の規定に基づき、以下のとおり施設等利用費の支給を申請します。
支給決定された施設等利用費は、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査および支払いにあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、草津市内に居住していることを草津市が住民基本台帳等で確認すること。
- 実際に利用していることを草津市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況を草津市が対象施設に確認すること。
- 課税状況を草津市が確認すること。(第 3 号認定に限る)
- 支給額は、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行い、支給決定すること。
- 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に応じること。

捺印

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

ふりがな	氏名	印	認定子どもとの続柄	生年月日	年 月 日
				〒	
				電話番号	

※1 償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です。申請者と口座名義人が異なる場合は、裏面委任状を記入いただく必要があります。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第 30 条の 4 の認定種別	☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号	認定番号	
生年月日	年 月 日	ふりがな	
請求対象	☐ 現住所の所	氏名	
期間にお	☐ 転入した(転入日: 年 月 日)		
ける住所	☐ 転出した(転出日: 年 月 日)		

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

ふりがな	所在地	〒
施設名称	(市外の場合のみ記入)	電話番号
請求対象期間	☐ 期間中在籍	
における在籍状況	☐ 途中入園した(入園日: 年 月 日)	
	☐ 途中退園した(退園日: 年 月 日)	

4. 償還払いの振込先について記入(※2)

☐ 継続: 以前の振込先と同じ口座に振り込み	以下の口座情報の記入は不要です
☐ 新規: 新規の申請または以前の振込先からの変更	以下の口座情報の記入が必要
☐ 変更	

※2 区分が新規または変更の場合は、通帳の写し等、口座情報を確認できる書類の添付が必要です。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	(口座名義(カタカナ))

【ゆうちょ銀行の場合】

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
ゆうちょ銀行	記号	
	番号	
	支店番号(カタカナ)	

※※以下は市の記入欄ですので、記入する必要はありません※※

添付書類

- ① ☐ 提供証明書 または ☐ 活動報告書(ファミサポ利用の場合)
- ② ☐ 領収書 または ☐ 明細書および引き落とし額がわかる通帳の写し(口座振替の場合)
- ③ ☐ 振込先口座番号と名義人のわかる通帳の写し(新規・変更の場合)

申請者と異なる名義人の口座を振込先に指定する場合は、申請者にて下記の委任状に記入してください。

委任状

年 月 日

草津市長 宛

保護者(申請者) 氏名

住所 年 月 日 生

氏名

私の草津市の子育てのための施設等利用給付費の償還受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

代理人(償還払いの振込先の口座名義人の方)

住所 年 月 日 生

氏名

※委任状とあわせて、申請者の本人確認書類(写し)と代理人(名義人)の本人確認書類を持参してください。

※委任状は申請者にて記入してください。

※訂正がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。

5. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合(※3)のみ記入(①～④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合、余白等に記載してください。)

①	ふりがな	所在地	〒
	施設名称	(市外の場合のみ記入)	電話番号
②	ふりがな	所在地	〒
	施設名称	(市外の場のみ記入)	電話番号
③	ふりがな	所在地	〒
	施設名称	(市外の場合のみ記入)	電話番号
④	ふりがな	所在地	〒
	施設名称	(市外の場合のみ記入)	電話番号

※3 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が 8 時間未満または年間(平日・長期休業中・休日合計)開所日数 200 日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※4)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	施設に支払った金額(a)	利用日数	対象額(b)	aとbの金額の低い方(c)	認可外保育施設等に支払った金額(d)	請求額	請求額
※3	※3		(450円×利用日数)	(c)	※4 ※5	(e+d)	月額上限額より低い方を記入)
年 4 月	円	日	円	円	円	円	円
年 5 月	円	日	円	円	円	円	円
年 6 月	円	日	円	円	円	円	円
年 7 月	円	日	円	円	円	円	円
年 8 月	円	日	円	円	円	円	円
年 9 月	円	日	円	円	円	円	円
年 1 0 月	円	日	円	円	円	円	円
年 1 1 月	円	日	円	円	円	円	円
年 1 2 月	円	日	円	円	円	円	円
年 1 月	円	日	円	円	円	円	円
年 2 月	円	日	円	円	円	円	円
年 3 月	円	日	円	円	円	円	円
合計額							円

※4 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が 8 時間未満または年間(平日・長期休業中・休日合計)開所日数 200 日未満の場合のみです。

※5 給付額は月給に算出し、原則 4 月分(4～7月、8～11月、12～3月)と取りまとめる。支払いを行います。

※6 上記で記入した「施設に支払った金額」および「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は、明細書(無償化対象となる保育料の額がわかるもの) および通帳の写し(口座引き落とし額がわかるもの)等)と子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付してください。

※7 月額上限額は、施設等利用給付第 2 号認定の場合は 11,300円、第 3 号認定の場合は 16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それだけの月額上限額を記入してください。

別添 2-2

様式第 2 号(第 3 条第 1 項第 2 号関係)

草津市長 宛て

施設等利用費支給申請書兼請求書(償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項の規定に基づき、以下のとおり施設等利用費の支給を申請します。
支給決定された施設等利用費は、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査および支払いにあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、草津市内に居住していることを草津市が住民基本台帳等で確認すること。
 - 実際に利用していることを草津市が対象施設に確認すること。
 - 利用料の支払い状況を草津市が対象施設に確認すること。
 - 課税状況を草津市が確認すること。(第 3 号認定に限る)
 - 支給額は、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行い、支給決定すること。
 - 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に応じること。
- 捺印

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

ふりがな	氏名	印	認定子どもとの続柄	生年月日	年 月 日
				〒	
				電話番号	

※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です。申請者と口座名義人が異なる場合は、裏面委任状を記入いただく必要があります。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第 30 条の 4 の認定種別	☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号	認定番号	
生年月日	年 月 日	ふりがな	
請求対象	☐ 現住所の所	氏名	
期間にお	☐ 転入した(転入日: 年 月 日)		
ける住所	☐ 転出した(転出日: 年 月 日)		

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

ふりがな	所在地	〒
施設名称	(市外の場合のみ記入)	電話番号
請求対象期間	☐ 期間中在籍	
における在籍状況	☐ 途中入園した(入園日: 年 月 日)	
	☐ 途中退園した(退園日: 年 月 日)	

(裏面も記入してください)

4. 償還払いの振込先について記入(※1)

振込先	☐ 継続 : 以前の振込先と同じ口座に振り込み	以下の口座情報の記入は不要です
	☐ 新規 : 新規の申請または以前の振込先からの変更	以下の口座情報の記入が必要
	☐ 変更	

※1 区分が新規または変更の場合は、通帳の写し等、口座情報が確認できる書類の添付が必要です。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

【ゆうちょ銀行の場合】

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
ゆうちょ銀行	記号	
	番号	
	口座名義(カタカナ)	

申請者と異なる名義人の口座を振込先に指定する場合は、申請者にて下記の委任状に記入してください。

草津市長 宛		年 月 日
保護者(申請者)		
住所		
生年月日 年 月 日生		
氏名 印		
私の草津市の子育てのための施設等利用給付費の債権受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。		
代理人(償還払いの振込先の口座名義人の方)		
住所		
生年月日 年 月 日生		
氏名 印		
※委任状とあわせて、申請者の本人確認書類(写し)と代理人(名義人)の本人確認書類を持参してください。		
※委任状は申請者にて記入してください。		
※訂正がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。		

(表裏も記入してください)

5. 在籍地の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合(※2)のみ記入

※2 ①～④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	ふりがな	所在地	〒
	施設・事業名	(市外の場合のみ記入)	電話:
②	ふりがな	所在地	〒
	施設・事業名	(市外の場合のみ記入)	電話:
③	ふりがな	所在地	〒
	施設・事業名	(市外の場合のみ記入)	電話:
④	ふりがな	所在地	〒
	施設・事業名	(市外の場合のみ記入)	電話:

※2 「在籍地の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」は、在籍地の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数から時間未満または年間(平日・長期休業中・休日の合計)間所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

6. 在籍地の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	施設に支払った金額(a)	利用日数	在籍地の預かり保育事業 対象額(b) (450円×利用日数)	aとbの金額の 低い方を記入(c)	認可外保育施設 等に支払った 金額(d)	請求額 (c+d)が月額 上限額※6の低い 方を記入(e)
年 4月	円	日	円	円	円	円
年 5月	円	日	円	円	円	円
年 6月	円	日	円	円	円	円
年 7月	円	日	円	円	円	円
年 8月	円	日	円	円	円	円
年 9月	円	日	円	円	円	円
年 10月	円	日	円	円	円	円
年 11月	円	日	円	円	円	円
年 12月	円	日	円	円	円	円
年 1月	円	日	円	円	円	円
年 2月	円	日	円	円	円	円
年 3月	円	日	円	円	円	円
合計額						円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または年間(平日・長期休業中・休日の合計)間所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 施設等利用費の給付額は月ごとに算出し、原則、四半期毎(4～6月、7～9月、10～12月、1～3月)でとりまとめのうえ、支払いを行います。

※5 上記で記入した「施設に支払った金額」および「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する無収証(口座振替の場合は、明細書(無償化対象となる保育料の額がわかるもの)および通帳の写し(口座引き落とし額がわかるもの)等)と子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付してください。

※6 月額上限額は、第30条の4の(2)の規定により第2号の場合には11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれ月額上限額を記入してください。

別添3-1

様式第3号(第3条第1項第3号関係)

草津市長

令和 年 月 日

施設等利用費支給申請書兼請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、以下のとおり施設等利用費の支給を申請します。支給決定され

た施設等利用費は、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査および支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と指定子どもが、草津市内に居住していることを草津市が住民基本台帳等で確認すること。

2. 実額に利用していることを草津市が対象施設に確認すること。

3. 利用料の支払い状況を草津市が対象施設に確認すること。

4. 課税状況を草津市が確認すること。(第3号認定に限る)

5. 支給額は、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行い、支給決定すること。

6. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に応じること。

捺印

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

ふりがな	認定子どもとの続柄	生年月日	年 月 日
氏名	印	電話番号	

※1 償還払いの場合の振込先は申請者を義の口座です。申請者と口座名義人が異なる場合は、裏面委任状を記入いただく必要があります。

※2 認定子ども(認定子ども)ごとに申請してください。

第30条の4の(2)の規定により第2号 第3号 認定番号

生年月日 年 月 日

請求対象 ☐現住所のとき

期間にお ☐転入した(転入日: 年 月 日) 氏名

ける住所 ☐転出した(転出日: 年 月 日)

3. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

① 施設・事業名 所在地 〒

契約している利用料※2 円 月額 円 日額 円 時間額 円

② 施設・事業名 所在地 〒

契約している利用料※2 円 月額 円 日額 円 時間額 円

③ 施設・事業名 所在地 〒

契約している利用料※2 円 月額 円 日額 円 時間額 円

④ 施設・事業名 所在地 〒

契約している利用料※2 円 月額 円 日額 円 時間額 円

※2 ①～④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※3 償還払いに記入した金額を記入してください。利用料の認定が月単位を超える(四半期、前期、後期等)場合は、当該利用料を

当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算出し、月額欄(※2)に記入し、算出した月額相当分を記入してください。

4. 償還払いの振込先について記入(※3)

振込先	☐ 継続 : 以前の振込先と同じ口座に振り込み	以下の口座情報の記入は不要です
	☐ 新規 : 新規の申請または以前の振込先からの変更	以下の口座情報の記入が必要
	☐ 変更	

※3 区分が新規または変更の場合は、通帳の写し等、口座情報が確認できる書類の添付が必要です。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

【ゆうちょ銀行の場合】

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
ゆうちょ銀行	記号	
	番号	
	口座名義(カタカナ)	

(裏面も記入してください)

申請者と異なる名義人の口座を振込先に指定する場合は、申請者にて下記の委任状に記入してください。

草津市長 宛		年 月 日
保護者(申請者)		
住所		
生年月日 年 月 日生		
氏名 印		
私の草津市の子育てのための施設等利用給付費の債権受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。		
代理人(償還払いの振込先の口座名義人の方)		
住所		
生年月日 年 月 日生		
氏名 印		
※委任状とあわせて、申請者の本人確認書類(写し)と代理人(名義人)の本人確認書類を持参してください。		
※委任状は申請者にて記入してください。		
※訂正がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。		

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設 に支払った 月額利用料 (a) ※5	一時預かり事業・ 病児保育・子育て 援助活動支援事業 に支払った月額合 計利用料 (b) ※5	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して 小さい方)
年 4月	円	円	円	円	円
年 5月	円	円	円	円	円
年 6月	円	円	円	円	円
年 7月	円	円	円	円	円
年 8月	円	円	円	円	円
年 9月	円	円	円	円	円
年 10月	円	円	円	円	円
年 11月	円	円	円	円	円
年 12月	円	円	円	円	円
年 1月	円	円	円	円	円
年 2月	円	円	円	円	円
年 3月	円	円	円	円	円
合計額					円

※1 前払金は毎月算出し、原則、4ヶ月毎(4～7月、8～11月、12～3月)でとりまとめのうえ、支払いを行います。

※2 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証や、口座振替の場合は、明細書(無償化対象となる保育料の額がわかるもの)および通帳の写し(口座引き落とし額がわかるもの)等)を特定子ども・子育て支援活動報告書を添付してください。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付してください。

※3 利用料の認定が月単位を超える(四半期、前期、後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算出して記入してください。(1円未満の端数がある場合は切り捨て)

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は月額42,000円です。

※5 月途中で認定期間が終了する場合は、当月の認定期間の日数×、当月の認定期間の日数×、当月の認定期間の日数×のようになります。

※6 または別の市町村へ転出する場合は、37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数

※7 または別の市町村へ転入する場合は、37,000(42,000)円×転入日までの日数÷その月の日数

※8 ※6以下は市の収入額です。記入する必要はありません※9

添付書類

- ① 口座振替明書 または ② 活動報告書(ファミサポ利用の場合)
- ② 口座振替 または ③ 明細書および引き落とし額がわかる通帳の写し(口座振替の場合)
- ③ 振込先口座番号と名義人のわかる通帳の写し(新規・変更の場合)

別添 3－2

様式第 3 号(第 3 条第 1 項第 3 号関係)

草津市長

宛て

施設等利用費支給申請書兼請求書（償還払い用）
認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】
私は、子ども・子育て支援法第 30 条の 1 第 1 項の規定に基づき、以下のとおり施設等利用費の支給を申請します。支給決定された施設等利用費は、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査および支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、草津市内に居住していることを草津市が住民基本台帳等で確認すること。
2. 実際に利用していることを草津市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を確認すること。（第 3 号認定に限る）
4. 課税状況を草津市が確認すること。（第 3 号認定に限る）
5. 支給額は、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行い、支給決定すること。
6. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に応じること。

1. 施設等利用給付認定保護者（申請者）

ふりがな	認定	生年月日	年 月 日
氏 名	子どもの	現住	〒
印	続柄	所	電話：

※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です。申請者と口座名義人が異なる場合は、裏面委任状を記入いただく必要があります。

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請してください）

法第 30 条の 4 の認定種別	□ 第 2 号 □ 第 3 号	認 定 番 号	
生年月日	年 月 日	ふりがな	
請求対象期間における住所	□ 現住所のとき □ 転入した（転入日： 年 月 日） □ 転出した（転出日： 年 月 日）	氏名	

3. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	施設・事業名	所在地	〒
	契約している利用料※1 □ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
②	施設・事業名	所在地	〒
	契約している利用料※1 □ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
③	施設・事業名	所在地	〒
	契約している利用料※1 □ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
④	施設・事業名	所在地	〒
	契約している利用料※1 □ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額

※①～④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※1 該当箇所に□を記入し金額を記入してください。利用料の認定が月単位を超える（回生額、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額額に円化を記入し、算定した月額相当分を記入してください。

（裏面も記入してください）

4. 償還払いの振込先について記入（※2）

振込先	□ 継続 : 以前の振込先と同じ口座に振り込み	以下
	□ 新規 : 新規の申請または以前の振込先からの変更	の口座情報の記入は不要です
	□ 変更 : 新規の申請または以前の振込先からの変更	の口座情報の記入が必要です

※2 区分が新規または変更の場合は、通帳の写し等、口座情報を確認できる書類の添付が必要です。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

金融機関名	預金種目	□ 普通 □ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	（口座名義（カタカナ））

【ゆうちょ銀行の場合】

金融機関名	預金種目	□ 普通 □ 当座
ゆうちょ銀行	記号	
	番号	
	（口座名義（カタカナ））	

申請者と異なる名義人の口座を振込先に指定する場合は、申請者にて下記の委任状に記入してください。

委任状

草津市長 宛

年 月 日

保護者（申請者）

住所

生年月日 年 月 日生

氏名 印

私の草津市の子育てのための施設等利用給付費の債権受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

代理人（償還払いの振込先の口座名義人の方）

住所

生年月日 年 月 日生

氏名 印

※委任状とあわせて、申請者の本人確認書類（写し）と代理人（名義人）の本人確認書類を持参してください。

※委任状は申請者にて記入してください。

※訂正がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。

（表裏も記入してください）

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日 ※3	認可外保育施設に支払った月額利用料 (a) ※4 ※5	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※4	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (eとdを比較して小さい方)
年 4 月	円	円	円	円	円
年 5 月	円	円	円	円	円
年 6 月	円	円	円	円	円
年 7 月	円	円	円	円	円
年 8 月	円	円	円	円	円
年 9 月	円	円	円	円	円
年 10 月	円	円	円	円	円
年 11 月	円	円	円	円	円
年 12 月	円	円	円	円	円
年 1 月	円	円	円	円	円
年 2 月	円	円	円	円	円
年 3 月	円	円	円	円	円
合計額					円

※3 施設等利用費の償還払いは月ごとに行われ、原則、四半期毎（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）で行われます。め、支払を行います。

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証や、口座振替の場合は、明細書（無償化対象となる保育料の額がわかるもの）および通帳の写し（口座引き落とし額がわかるもの）等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。

※5 利用料の認定が月単位を超える（回生額、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（10円未満の端数は切り捨て）

※6 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。月途中で認定期間が終了するまたは開始される場合は、市町村間の転入の場合、月額上限額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合
また別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合
また別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

別添 4－1

様式第 8 号(第 5 条関係)

第 号

年 月 日

様

草津市長

施設等利用費支給決定通知書

年 月 日付けで請求のありました施設等利用費について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象となることも	氏名	生年月日
		年 月 日
支給決定額	円	
振込予定年月日	年 月 日	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添4－2
様式第8号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

施設等利用費支給決定通知書

年 月 日付けで請求のありました施設等利用費について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象となる <u>子ども</u>	氏名	生年月日
		年 月 日
支給決定額	円	
振込予定年月日	年 月 日	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添5－1
様式第9号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

施設等利用費不支給決定通知書

年 月 日付けで請求のありました施設等利用費について、次のとおり支給しないことに決定しましたので通知します。

対象となる <u>子ども</u>	氏名	生年月日
		年 月 日
理由		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添5－2
様式第9号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

施設等利用費不支給決定通知書

年 月 日付けで請求のありました施設等利用費について、次のとおり支給しないことに決定しましたので通知します。

対象となる <u>子ども</u>	氏名	生年月日
		年 月 日
理由		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(令和7年4月1日揭示済み)

草津市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 8 号

草津市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

草津市福祉事務所長事務委任規則（昭和 5 3 年草津市規則第 2 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （児童福祉法に関する委任事務） 第 3 条 《現行どおり》 （1）～（5） 《現行どおり》 <u>（6）</u> 法第 2 1 条の 5 の 7 の規定による通所支給要 否決定、同条第 2 項の規定による意見の聴取、 同条第 7 項の規定による支給量の決定および同 条第 9 項の規定による通所受給者証の交付に関 すること。 <u>（7）</u> 法第 2 1 条の 5 の 8 の規定による支給決定の 変更の申請の受理、同条第 2 項の規定による支 給決定の変更の決定および通所受給者証の提出 の要求に関すること。 <u>（8）</u> 法第 2 1 条の 5 の 9 の規定による支給決定の 取消しおよび同条第 2 項の規定による通所受給 者証の返還請求等に関すること。 <u>（9）</u> 法第 2 1 条の 5 の 3 の規定による障害児通所 給付費に関すること。 <u>（10）</u> 法第 2 1 条の 5 の 4 の規定による特例障害児 通所給付費に関すること。 <u>（11）</u> 法第 2 1 条の 5 の 2 9 の規定による肢体不自 由児通所医療費に関すること。 <u>（12）</u> 法第 2 4 条の 2 6 の規定による障害児相談支 援給付費に関すること。 <u>（13）</u> 法第 2 4 条の 2 7 の規定による特例障害児相 談支援給付費に関すること。 <u>（14）</u> 法第 2 1 条の 5 の 1 2 の規定による高額障害 児通所給付費に関すること。 第 4 条～第 1 0 条 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 （児童福祉法に関する委任事務） 第 3 条 《省略》 （1）～（5） 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第 4 条～第 1 0 条 《省略》

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済み）

草津市児童福祉法施行細則をここに公布する。

令和7年4月1日

草津市長
橋 川
渉

草津市規則第39号

草津市児童福祉法施行細則
(趣旨)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の施行に当たっては、法、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)および児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給決定の申請)

第2条 省令第18条の6第1項の規定による支給の申請は、障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(別記様式第1号)によるものとする。

(支給決定の通知等)

第3条 福祉事務所長は、前条の規定による申請に対し支給決定を行ったときは、障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するとともに、通所受給者証(別記様式第3号)を交付するものとする。

2 福祉事務所長は、前項に規定する通所受給者証に加えて、児童発達支援において治療を行う場合は肢体不自由児通所医療費受給者証(別記様式第4号)を交付するものとする。

(申請の却下)

第4条 福祉事務所長は、第2条の規定による申請を却下することを決定したときは、障害児通所給付費支給却下決定通知書兼利用者負担額減額・免除等却下決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(障害児支援利用計画案の提出依頼等)

第5条 省令第18条の13第1号の規定による依頼は、障害児支援利用計画案提出依頼書(別記様式第6号)によるものとする。

2 前項の規定により、障害児支援利用計画案を提出するときは、必要に応じて、障害児相談支援給付費支給申請書(別記様式第7号)および障害児相談支

援依頼(変更)届出書(別記様式第8号)を添付するものとする。

(障害児相談支援給付の支給決定の通知等)

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による障害児相談支援給付費の支給申請があったときは、障害児相談支援給付費の支給の要否を決定し、障害児相談支援給付費支給(却下)通知書(別記様式第9号)により申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の支給の決定において定めたモニタリング期間(省令第1条の2の7の期間をいう。)を変更するときには、モニタリング期間変更通知書(別記様式第10号)により通知するものとする。

(障害児相談支援給付の支給取消し)

第7条 省令第25条の26の4の規定による支給の取消しを行ったときの通知は、障害児相談支援給付費支給取消通知書(別記様式第11号)により通知するものとする。

(支給決定の変更申請)

第8条 省令第18条の21第1項の規定による支給決定の変更の申請は、障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(別記様式第12号)によるものとする。

(支給決定変更の通知等)

第9条 福祉事務所長は、前条の規定による申請または職権により、支給決定の変更の決定を行ったときは、障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(別記様式第13号)により申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前条の規定による申請に対し支給決定の変更の決定を行わないことと決定したときは、障害児通所給付費支給変更申請却下決定通知書(別記様式第14号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 省令第18条の24第1項の規定による支給決定の取消しを行ったときは、障害児通所給付費支給決定取消通知書(別記様式第15号)により通知するものとする。

(申請内容の変更の届出)

第11条 支給決定を受けた保護者は、支給決定の有効期間内において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、申請内容変更届出書(別記様式第16号)に通所受給者証を添えて福祉事務所の長に提出するものとする。

(1) 障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日およ

び連絡先

(2) 障害児の氏名、居住地、生年月日および連絡先

(3) 障害児通所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項

(通所受給者証の再交付の申請)

第 1 2 条 省令第 1 8 条の 6 第 9 項の規定による通所受給者証の再交付の申請は、受給者証再交付申請書（別記様式第 1 7 号）によるものとする。

(特例障害児通所給付費の支給の申請等)

第 1 3 条 省令第 1 8 条の 5 第 1 項の規定による特例障害児通所給付費の支給決定の申請は、特例障害児通所給付費支給申請書（別記様式第 1 8 号）によるものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定による申請に対し支給決定または支給決定を行わないこととしたときは、特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（別記様式第 1 9 号）により申請者に通知するものとする。

(特例障害児通所給付費の額)

第 1 4 条 特例障害児通所給付費の額は、法第 2 1 条の 5 の 4 第 2 項の規定によりその基準とされる額とする。

(障害児通所給付費の額の特例)

第 1 5 条 法第 2 1 条の 5 の 1 1 の規定による障害児通所給付費の額の特例（以下この条において「額の特例」という。）の適用を受けようとする者は、障害児通所給付費特例利用申請書（別記様式第 2 0 号）に通所受給者証および福祉事務所長が必要と認める書類等を添えて申請しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、額の特例の適用の可否を決定し、障害児通所給付費特例利用決定通知書（別記様式第 2 1 号）により申請者に通知するものとする。

(高額障害児通所給付費の支給の申請等)

第 1 6 条 省令第 1 8 条の 2 6 第 1 項の規定による高額障害児通所給付費の支給の申請は、高額障害児通所給付費支給申請書（別記様式第 2 2 号）によるものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、高額障害児通所給付費の支給の要否を決定し、高額障害児通所給付支給（不支給）決定通知書（別記様式第 2 3 号）により申請者に通知するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記
様式第 1 号(第 2 条関係)

障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

草津市福祉事務所長 宛

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名	個人番号	
	居 住 地	電話番号	

支給申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日
		個人番号	
		統 梢	

身体障害者 手 帳 番 号	療 育 手 帳 番 号	精神障害者保健 福祉手帳番号	疾病名
------------------	----------------	-------------------	-----

被保険者証の記号および番号(※)		保険者名および番号(※)	
------------------	--	--------------	--

※「被保険者証の記号および番号」欄および「保険者名および番号(※)」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合記入すること。

サービス利用の 状況	障 害 福 祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等

申請する 支援	支援の種	申請に係る具体的内容
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）	
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）	
	☐ 放課後等デイサービス	
	☐ 居宅訪問型児童発達支援	
	☐ 保育所等訪問支援	

障害児支援利用計画または通所支援計画を作成するため必要があるときは、通所支援の利用に関する意向聴取の内容および医師意見書の全部または一部を、草津市から指定障害児相談支援事業者、通所支援事業者もしくは障害児入所施設の関係人に提示することに同意します。

申請者及び申請者の家族等の所得の状況等を、公券等により調査することに同意します。

申請者氏名

(裏)

主治医(※)	主治医の氏名	医療機関名
	所 在 地	電話番号

申請する 減免の 種類	☐ Ⅰ 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)
	☐ Ⅱ 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)
	☐ Ⅲ 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

同意書	福祉サービスに支給決定、負担金の決定や減免の決定等、申請内容の事実確認の目的で、本人および扶養義務者の年金・課税状況について調査されること。	
	☐ 同意する	☐ 同意しない
	申請者 _____ 世帯主 _____	

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏 名		申請者との関係	
住 所	電話番号		

様式第2号(第3条第1項関係)

年 月 日

様

草津市福祉事務所長

障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給および利用者負担額減額・免除等について、法第21条の5の3および第21条の5の7の規定に基づき下記のとおり決定したので、受給者証を交付し通知します。

記

受給者証番号	通所給付決定保護者氏名	
給付決定年月日	給付決定に係る児童氏名	
負担上限月額	左の上限月額の適用期間	
多子軽減対象	無償化対象期間	～
給付決定内容	通所支援の種類	支援の内容および支給量
	特記事項	

肢体不自由児通所医療費 上 限 額 の 適 用 期 間	公 費 負 担 者 番 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
-----------------------------------	---------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができず、
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県庁市に報告として(訴訟)において県庁市を代表する者は県庁市長となります。
- 3 処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起をすることができず、
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号(第3条第1項関係)

 $\bar{i}$

通所受給者証	受給者証番号	
	居住地	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	フリガナ	
	氏名	
児童	生年月日	
交付年月日		
支給市町村 および印	草津市 印	



障児通所給付費の給付決定内容			
支援の種類			
支給量等			
給付決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
支援の種類			
支給量等			
給付決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
特記事項欄			
予備欄			

(11)

障害児通所給付費の給付決定内容	
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項欄	
予備欄	

(b)

障害見聞録支援給付費の支給内容	
支給期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	円
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
食事提供体制 加算対象者	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用者負担 上減額	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

$$(k)$$

障害者通所支援事業者記入欄	
番号	事業者および その事業所の名称
1	支振の内容 契約支給量 年 月 日 当該契約支給量に よる支援提供終了日 支振提供終了月までの既提供量 終了日までの既提供量 事業者および その事業所の名称 支振の内容 契約支給量 年 月 日 当該契約支給量に よる支援提供終了日 支振提供終了月までの既提供量 終了日までの既提供量
2	支振の内容 契約支給量 年 月 日 当該契約支給量に よる支援提供終了日 支振提供終了月までの既提供量 終了日までの既提供量 事業者および その事業所の名称 支振の内容 契約支給量 年 月 日 当該契約支給量に よる支援提供終了日 支振提供終了月までの既提供量 終了日までの既提供量
3	支振の内容 契約支給量 年 月 日 当該契約支給量に よる支援提供終了日 支振提供終了月までの既提供量 終了日までの既提供量 事業者および その事業所の名称 支振の内容 契約支給量 年 月 日 当該契約支給量に よる支援提供終了日 支振提供終了月までの既提供量 終了日までの既提供量

(7)

障害児通所支援事業者記入欄										
番号	事業者および その事業所の名称		年 月 日			事業者 確認印		事業者 確認印		事業者 確認印
	支援の内容	契約日	年	月	日	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印	
4	事業者および その事業所の名称	支援の内容	契約日	年	月	日	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印
		契約日								
	当該契約文書に よる支援提供終了日	支援提供終了月の 支援提供終了日までの既提供量	契約日	年	月	日	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印
	事業者および その事業所の名称	支援の内容	契約日	年	月	日	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印
5	事業者および その事業所の名称	支援の内容	契約日	年	月	日	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印
		契約日								
	当該契約文書に よる支援提供終了日	支援提供終了月の 支援提供終了日までの既提供量	契約日	年	月	日	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印
	事業者および その事業所の名称	支援の内容	契約日	年	月	日	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印
6	事業者および その事業所の名称	支援の内容	契約日	年	月	日	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印
		契約日								
	当該契約文書に よる支援提供終了日	支援提供終了月の 支援提供終了日までの既提供量	契約日	年	月	日	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印
	事業者および その事業所の名称	支援の内容	契約日	年	月	日	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印	事業者 確認印

(2)

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っています。い。
- 2 指定医療費通所支援または基礎指定通所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定医療費通所支援事業者等または基礎指定通所事業所に提示してください。
- 3 医療型児童発達支援サービスを受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証および肢体不自由通所医療費給付者証を添えて、指定医療型児童発達支援事業所に提示してください。
- 4 指定通所支援等を受けるときは支払う金額は、当該通所給付決定支援費等の家計の負担能力とその他の事情を十分に勘して決定で定められた当該決定で定められた額が、指定障害者通所支援費に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の超過の額相当を超えるときは（欄相当の額）です。ただし、五面の負担上限額に記載された金額が一当分の上限になります（個別決定等）の通知を受けた場合に減免後の額が表示されています。なお、指定医療型通所支援を受ける場合は市町村の窓口にお問い合わせください。
- 5 入費に上限について定めては、毎月所定の給付決定保障の取組を実施することに基づき、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 6 給付決定期間を経過したときは障害児通所給付費等の支給を受けられませんが、給付決定期間を超過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(九)

注意事項欄

- 7 支給金の受取を必要とする場合は、支給金の受取の申請書をすることがあります。また、他の種類の障害児児童手当受取を受ける必要がある場合は、市町村に支給申請書を送ってください。
- 8 この章の一、五面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。
- 9 給付決定期間内に、居住地を移さうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村(旧居住地の市町村)に届け出てください。
- 10 この証を破損したり、汚したりまたたきは紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
- また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。
- 11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。
- 12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 13 支給決定の内容が記録されていない障害児児童手当受取については、障害児児童所給付費等の支給は受けられません。

様式第4号(第3条第2項関係)

障害児通所給付費の給付決定内容

- ① この支払は、金銭を多く受けて大切に育てていますと見做します。
- ② 医療費は必要に応じて適切に支出されています。必ずこの証を障がい児通所給付台帳および医療保険料の徴収簿添付して、指定医師署名・捺印し提出してください。
- ③ 障害児自由診療費用の支払上限額は、この証の右上に月間額が記載されており一月当りの支払上限となります。
- ④ 障害児自由診療費用の支払上限額は毎月一回更新付定済患者の必要な医療費を支拂うために用いて、所定の期日に、この証と認定が必要な関係書類を市町村に出すことになります。
- ⑤ 障害児児童手当支給に依る障害児通所給付費の支給対象期間とは異なります。支給対象期間の支拂を受けるためには、原則として、児童扶養手当を受給する前に市町村にてこの証券を添えて、原則で児童扶養手当の申請を行う必要があります。
- ⑥ この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証券添えて、市町村へその旨を取り出してください。この証明、この証明交付決定書内に住所氏名変更をする場合は、事前に、この証明を交付した市町村に連絡調整、ご相談ください。
- ⑦ また、療育決定期間内、他の市町村の区域に居住した場合などは、14日以内に、この証券添えて、他の市町村交付した市町村に届け出ていただくこととなります。
- ⑧ この証券を破損したり、汚れたりまたは紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
- ⑨ また、再交付を受けた後、初めにこの証券を発見したときは、速やかに市町村へ返して下さい。
- ⑩ 受給者の資格が無くなったときは、直ちに、この証券を市町村に返して下さい。
- ⑪ 不正にこの証券を利用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

股 份 不 自 由 見 通 所 区 域 受 給 者 証																
通 所 給 付 決 定 保 護 者	受給者証番号															
	フリガナ															
	居住地															
	フリガナ															
	氏 名															
	被保険者証 の記号															
	および番号															
負担上限度月額	脱税不自由見通所医療 (食事療養を除く。)										月額					
適用期間	年 月 日 から 年 月 日															
交付年月日	年 月 日															
支給市町村および印															草津市	印

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

様

草津市福祉事務所長

障害児通所給付費支給却下決定通知書兼利用者負担額減額・免除等却下決定通知書

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給および利用者負担額減額・免除等については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事項
- 2 却下の理由

不服申立ておよび取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 6 号(第 5 条第 1 項関係)

年 月 日

様

草津市福祉事務所長

障害児支援利用計画案提出依頼書

法第21条の5の7第4項および第21条の5の8第3項の規定に基づき、支給(給付)要否決定を行うに当たって、障害児支援利用計画案を提出してください。
提出に当たっては、次の書類を併せて提出ください。

・障害児相談支援給付費支給申請書

※ 障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、障害児相談支援給付費の支給の期間内であるときは、提出は不要です。

・障害児相談支援依頼(変更)届出書

※ 既に障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、障害児相談支援を担当する事業者変更がない場合は、提出は不要です。

提出先 課

住所

電話番号

提出期限 年 月 日

様式第 7 号(第 5 条第 2 項関係)

障害相談支援給付費支給申請書

草津市福祉事務所長 あて

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		個人番号	
	居 住 地	電話番号		
フリガナ		生年月日	年 月 日	
申請に係る児童氏名		個人番号		
		続 柄		

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係	
氏 名			
住 所	電話番号		

様式第 8 号(第 5 条第 2 項関係)

障害児相談支援依頼(変更)届出書

草津市福祉事務所長 あて

次のとおり届け出します。

届出年月日 年 月 日

区分 新規・変更

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		個人番号	
	居 住 地	電話番号		
フリガナ		生年月日	年 月 日	
申請に係る児童氏名		個人番号		
		続 柄		

障害児相談支援を依頼した指定障害児相談支援事業所名
電話番号

指定障害児相談支援事業所を変更する理由(変更の場合に記載)

変更年月日 年 月 日

様式第 9 号(第 6 条第 1 項関係)

年 月 日

様

草津市福祉事務所長

障害児相談支援給付費支給(却下)通知書

法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、次のとおり通知します。

障害福祉サービス受給者証番号		地域相談支援受給者証番号	
通所受給者証番号			
申請者氏名		申請に係る児童氏名	
支給の可否	可 ・ 否		
支給する	支給期間	年 月 ～ 年 月	
	モニタリング期間		
支給しない理由			

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第10号(第6条第2項関係)

年 月 日

様

草津市福祉事務所長

モニタリング期間変更通知書

継続障害児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。

品

[illegible]

様式第 11 号(第 7 条関係)

年 月 日

様

草津市福祉事務所長

障害児相談支援給付費支給取消通知書

法第24条の26第1項の規定に基づき、障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

[illegible]

1 この処分について異がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県知事に申し立て審査請求をすることができず。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌から起算して6か月以内に、津港市を被告として（訴訟）において津港市を代表する者は津市長となります。）、処分の取消しを訴えを提起することができず。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができず。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第12号(第8条関係)

障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

草津市福祉事務所長 あて

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日		年 月 日	
	氏 名		個人番号			
	居 住 地		電 話 番 号			
支給申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ		生年月日		年 月 日	
			個人番号			
			続柄			
身体障害者 手 帳 番 号		療 養 手 帳 番 号	精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名	
被保険者証の記号および番号(※)			保険者名および番号(※)			

※「被保険者証の記号および番号」欄および「保険者名および保険者番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
	変更の理由	
変更を申請する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）	
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）	
	☐ 放課後等デイサービス	
	☐ 居宅訪問型児童発達支援	
	☐ 保育所等訪問支援	

(裏)

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	電話番号		

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者 3 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者
	☐ II 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 第1子に該当する者 第3子以降に該当する者 ※ 在國証明等が必要となります。
	☐ III 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏 名		申請者との関係	
住 所	電話番号		

※変更した内容を証する書類を添付すること。

様式第 1 7 号(第 1 2 条関係)

受給者証再交付申請書

草津市福祉事務所長 あて

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

受給者証 の 種 類	1 通所受給者証 2 肢体不自由児通所医療受給者証	受給者 証番号	
---------------	------------------------------	------------	--

フリガナ		生年 月 日	年 月 日
給 付 決 定 保 護 者 氏 名		個人 番号	
居 住 地	電話番号		
フリガナ		続柄	
給付決定に係る 児 童 氏 名		生年 月 日	年 月 日
		個人 番号	

申請書提出者	☐ 給付決定保護者(本人) ☐ 給付決定保護者以外(下の欄に記入)		
フリガナ		本人と の関係	
氏 名			
住 所	電話番号		

申請の理由	1 汚損 2 紛失 3 その他 具体的な状況
-------	---------------------------

※従前使用していた受給者証を添付すること。(紛失を除く。)

様式第 1 8 号(第 1 3 条第 1 項関係)

特例障害児通所給付費支給申請書

【 年 月分】

草津市福祉事務所長 あて

年 月 日

下記のとおり、関係書類を添えて特例障害児通所給付費の支給を申請します。

フリガナ		受 給 者 証 番 号									
申 請 者 氏 名	個人番号										
申 請 者 生 年 月 日	年 月 日										
居 住 地											
フリガナ		生年 月 日	年 月 日	続柄							
給付決定に係る 児童氏名	個人番号										
特例障害児通所給付費 請求額	円										

申請書提出者		☐ 申請者本人		☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)	
フリガナ		申請者との関係			
氏名					
住所		電話番号			

上記に関する特例障害児通所給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通	2 当座	3 その他
	金融機関コード		店舗コード	口 座 番 号			
	フリガナ						
	口座名義人						

(注意) この申請書に該当月分の領収証およびサービス提供証明書を添付してください。

草津市記入欄		
領収書確認欄	サービス提供 証明書確認欄	備 考

様式第 1 9 号(第 1 3 条第 2 項関係)

特例障害児通所給付費支給(不支給)決定通知書

年 月 日

様

草津市福祉事務所長

年 月 日に申請のありました特例障害児通所給付費の支給について法第 21 条の 5 の 4 の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受 給 者 証 番 号		申 請 者 氏 名	
-------------	--	-----------	--

受 付 年 月 日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
特例障害児通所給付費申請額		円	
支 給 決 定 の 内 容			
支	給	☐ する ☐ しない	支 給 金 額 円
不 支 給 ・ 減 額 の理由			

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間がこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 2 0 号(第 1 5 条第 1 項関係)

障害児通所給付費特例利用申請書

草津市福祉事務所長 あて

次のとおり障害児通所給付費の特例利用を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日					
	氏 名		受給者証番号						
	居 住 地	電話番号							
	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日					
支給決定に係る 障 害 児 氏 名			続 柄						
申 請 の 理 由									

備考

- この申請は、災害による住宅等の損害、生計中心者の死亡、長期入院等による著しい収入減、事業の廃止等による生計中心者の著しい収入減、農作物の不作、不漁等による生計中心者の著しい収入減があった場合に、申請することができます。
- 申請の理由は、1の事実について記入してください。
- この申請書には、受給者証および上記事実を確認することができる書類を添付してください。

申請書提出者		☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)	
フリガナ		申請者 との関係	
氏 名			
住 所		電話番号	

福祉事務所記入欄		
収入状況確認	災害状況等確認	備考

年 月 日

草津市福祉事務所長

高額の障害児通所給付費支給(不支給)決定通知書

年 月 日に申請のありました高額障害児通所給付費の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

給付決定 保護者氏名	受給者証番号													
給付決定に係 る児童氏名														

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額		申請に係るサービス利用月	
支給 ☐ する ☐ しない		支給金額	
不支給の理由			

振込先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長とします）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(令和7年4月1日揭示済み)

次のとおり関係書類を添えて高額障害児通所給付費の支給を申請します。

[illegible]

(注3)申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出して下さい。

高額障害児通所給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

前帳簿等元通期始引当金（上記の口座に振り込んで下さい）		種目				口座番号			
口座振替 依頼書	銀行	本店	1	普通預金					
	信用金庫	支店	2	当座預金					
	信用組合	出張所	3	その他					
	金融機関コード	店舗コード							
フリガナ									
口座名義人									

申請書提出者 ☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)			
フリガナ 氏名		申請者との関係	
住所	電話番号		

草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 4 0 号

草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

草津市学校給食費徴収規則（令和 3 年草津市規則第 7 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （学校給食費の納付方法） 第 3 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 市長は、毎年度の初回の口座振替が行われる月に、毎月の口座振替の期日を保護者に通知するものとする。 第 4 条～第 6 条 《現行どおり》 付 則 1～2 《現行どおり》 3 第 2 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日から <u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u> までの間、小学生にかかる 1 月当たりの学校給食費の額は、4, 0 0 0 円とする。この場合において、同条第 3 項第 1 号中「第 1 項の学校給食費の額」、同条第 4 項中「第 1 項に定める学校給食費の額」および第 4 条中「第 2 条に定める学校給食費の額」とあるのはそれぞれ「4, 0 0 0 円」と読み替えるものとする。 4 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 （学校給食費の納付方法） 第 3 条 《省略》 2 《省略》 3 市長は、毎年度の初回の口座振替が行われる月の <u>当初に、当該年度における</u> 毎月の口座振替の期日を保護者に通知するものとする。 第 4 条～第 6 条 《省略》 付 則 1～2 《省略》 3 第 2 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日から <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> までの間、小学生にかかる 1 月当たりの学校給食費の額は、4, 0 0 0 円とする。この場合において、同条第 3 項第 1 号中「第 1 項の学校給食費の額」、同条第 4 項中「第 1 項に定める学校給食費の額」および第 4 条中「第 2 条に定める学校給食費の額」とあるのはそれぞれ「4, 0 0 0 円」と読み替えるものとする。 4 《省略》

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の草津市学校給食費徴収規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に発生する学校給食費に適用し、同日前に発生した学校給食費については、なお従前の例による。

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済み）

訓令

草津市児童手当支給等事務取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和7年3月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第1号

草津市児童手当支給等事務取扱規程の一部を改正する訓令

草津市児童手当支給等事務取扱規程（平成24年草津市訓令第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規程は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当の支給等の事務取扱手続について必要な事項を定めるものとする。 <u>（関係部門および関係機関との連携）</u> 第2条 <u>児童手当</u>に関する事務の取扱いに当たっては、請求者、受給者その他の関係者（以下「請求者等」という。）の利便の向上等を図る観点から、住民基本台帳担当部門、税務担当部門、学校教育担当部門、保育所担当部門、児童福祉担当部門、<u>障害者福祉担当部門</u>その他の関係部門との連携に努めるものとする。 2 <u>児童手当</u>の認定に当たっては、二重支給の防止等、適正な支給を図る観点から、他の市町村、都道府県その他の<u>関係機関</u>との連携に努めるものとする。 3 受給資格に係る状況の変更に伴い、<u>受給資格者が変更となる場合や、過去に受給資格を喪失した者が再度支給要件に該当することとなった場合には、関係部門、他の市町村、都道府県その他の関係機関</u>との連携を図ることにより、当該事実の把握に努め、請求者等に対する周知に努めること。 4 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。）第4条第1項の届書（以下「現況届」という。）の提出を同条第3項の規定により省略させる場合には、より一層関係諸機関との連携・情報共有に努めること。 （制度の周知・広報） 第3条 児童手当制度の目的を踏まえ、受給資格者が確実に児童手当の支給を受けることができるよ	（趣旨） 第1条 この規程は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当等（<u>児童手当および法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。</u>）の支給等の事務取扱手続について必要な事項を定めるものとする。 <u>（関係部門間の連携等）</u> 第2条 <u>児童手当等</u>に関する事務の取扱いに当たっては、請求者、受給者<u>または</u>その他の関係者（以下「請求者等」という。）の利便の向上等を図る観点から、住民基本台帳担当部門、税務担当部門、学校教育担当部門、保育所担当部門、児童福祉担当部門その他の関係部門<u>間</u>の連携に努めるものとする。 2 <u>児童手当等</u>の認定に当たっては、二重支給の防止等、適正な支給を図る観点から、他の市町村、都道府県その他<u>関係機関</u>との連携に努めるものとする。 3 受給資格に係る状況の変更に伴い受給資格者が変更となる場合<u>は、関係部門間および</u>他の市町村、<u>都道府県等との間で</u>連携を図ることにより、当該事実の把握に努め、<u>新たに請求者等になるべき者</u>に対する周知に努めることとする。 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
うに、多様な方法により制度の広報を行い、支給要件や請求手続等の周知徹底に努めるものとする。 (文書の取扱い) 第4条 請求者等に対する通知、照会等の文書を作成するときは、<u>その記載内容が容易に理解できるよう、なるべく平易な文体を用いる等の方法を講ずるものとする。</u> 2 請求者等から提出される請求書、届書等は、本人が記入したものを受理するものとする。ただし、やむを得ず担当職員が請求者等に代わって<u>これらの請求書、届書等に必要事項を記入する場合には、請求者等にその記入する事項を十分に確認し、かつ、その旨を請求書、届書等に付記するものとする。</u> 3 請求者等から提出された請求書、届書等の記載事項に明白な誤りがある場合<u>であって、これが軽微なものであり、かつ、容易に補正できるものであるときは、請求者等に適宜その誤りの補正を求め、補正されたものを受理するものとする。</u> 4 請求書、届書等の提出を受けたときは、その請求書または届書等に必ず受付確認年月日を<u>記録</u>するものとする。 <u>5 請求書、届書等の受付および審査に係る記録については、電子計算機等により記録することとしても差し支えないものとする。</u> <u>6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報については、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」に従い、適正に取り扱うものとする。</u> <u>(記録・管理すべき情報)</u> 第5条 <u>次に掲げる情報を電子計算機等により確実に記録し、これを適正に管理および利用することとする。なお、記録する内容については、別記様式第1号から別記様式第5号までを参照の上、決定するものとする。</u> (1) <u>受給者情報（別記様式第1号および別記様式第2号）</u> (2) <u>関係書類返戻・保留情報（別記様式第3号）</u> (3) <u>受給資格調査員証交付情報（別記様式第4</u>	(文書の取扱い) 第3条 請求者等に対する通知、照会等の文書を作成するときは、記載内容が容易に理解できるよう、なるべく平易な文体を用いる等の方法を<u>講じるものとする。</u> 2 請求者等から提出される請求書、届書等は、本人が記入したものを受理するものとする。ただし、やむを得ず担当職員が請求者等に代わって記入する場合には、請求者等に記入事項を十分に確認し、かつ、その旨を請求書、届書等に付記するものとする。 3 請求者等から提出された請求書、届書等の記載事項に明白な誤りがある場合<u>においても、これが軽微なものであって容易に補正できるものであるときは、請求者等に適宜その誤りの補正を求めるものとする。</u> 4 請求書、届書等の提出を受けたときは、その請求書または届書等に必ず受付確認年月日を<u>記入</u>するものとする。 《改正後に新設》 <u>5 特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては、個人情報保護委員会が定めている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に従い、適正に行うものとする。</u> <u>(備え付けるべき帳簿等)</u> 第4条 <u>備える帳簿等は、次のとおりとする。</u> (1) 受給者<u>台帳</u> (2) 関係書類返戻・保留<u>カード</u> (3) 受給資格調査員証交付<u>簿</u>

改正後	改正前
号) (4) 父母指定者管理情報(別記様式第5号) 2 受給者情報について、受給者が外国人であるときは、住民票の記載事項を確認した上、外国人である旨や通称名を記録するなど、適正に整理するものとする。 3 受給資格調査員証交付情報は、規則第13条の規定による身分を示す証票の交付を行ったときおよびその返納を受けたときに記録するものとする。 4 父母指定者管理情報は、父母指定者(法第4条第1項第2号に規定する父母指定者をいう。以下同じ。)に係る支給対象となる児童の住所地の市町村において記録するものとする。 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》	(4) 父母指定者管理台帳 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (受給者台帳) 第5条 前条第1号の受給者台帳は、別記様式第1号および別記様式第2号によりそれぞれ作成し、使用に便宜な方法により整理するものとする。ただし、受給者台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理し、および利用することによって、事務を支障なく行うことができるときは、受給者台帳の作成を省略することができる。 2 受給者が外国人住民であるときは、住民票の記載事項を適切に確認した上、受給者台帳の余白に外国人住民である旨や通称名を記載するなど、適正に整理するものとする。 (返戻・保留カード) 第6条 第4条第2号の関係書類返戻・保留カードは、別記様式第3号により作成し、使用に便宜な方法により整理するものとする。ただし、関係書類返戻・保留カードに記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理し、および利用することによって、事務を支障なく行うことができるときは、関係書類返戻・保留カードの作成を省略することができる。 (調査員証交付簿) 第7条 第4条第3号の受給資格調査員証交付簿は、別記様式第4号により作成し、児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。)第13条による身分を示す証票の交付を行ったときおよび返納を受けたときに記入するものとする。ただし、受給資格調査員証交付簿に記載すべき事項を電子計算機により確実に記

改正後	改正前
《改正前を削る》 (父母指定者指定届の処理等) 第6条 規則第1条の3の規定による届出があったときは、父母指定者管理情報に所要の事項を記録するものとする。 2 父母指定者に対する児童手当の支給事由が消滅したときは、父母指定者管理情報に支給事由消滅年月日を記録するものとする。 (一般受給資格者に係る認定請求書の処理) 第7条 規則第1条の4第1項の請求書（以下この条および第32条において「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 規則第11条の規定により所定の添付書類を省略させたときは、その認定請求書にその省略させた書類の名称およびその理由を記録すること。 (2) 《現行どおり》 ア 認定請求書を請求者に返戻するときは、別記様式第6号による通知書を作成し、その認定請求書に添えて返戻すること。なお、添付書類が不足している場合は、原則として返戻はせず、イにより対応すること。 イ 《現行どおり》 ウ アまたはイの規定による処理を行った場合は、関係書類返戻・保留情報にその旨を記録すること。 (3) 前号の規定により請求者に返戻した認定請求書が補正されて再提出されたときまたは認定請求書の保留の事由がなくなったときは、関係書	録し、これを適正に管理し、および利用することによって、事務を支障なく行うことができるときは、受給資格調査員証交付簿の作成を省略することができる。 (父母指定者管理台帳) 第8条 第4条第4号の父母指定者管理台帳は、父母指定者（法第4条第1項第2号に規定する父母指定者をいう。以下同じ。）が監護し、かつ、生計を同じくする児童の住所地が本市である場合に、別記様式第5号により作成する。ただし、父母指定者管理台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理し、および利用することによって、事務を支障なく行うことができるときは、父母指定者管理台帳の作成を省略することができる。 (父母指定者指定届の処理等) 第9条 規則第1条の3による届出があったときは、父母指定者管理台帳に所要の事項を記入するものとする。 2 父母指定者の支給事由が消滅したときは、支給事由消滅年月日を父母指定者管理台帳に記入するものとする。 (一般受給資格者に係る認定請求書の処理) 第10条 規則第1条の4第1項の請求書（以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 規則第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、その認定請求書にその省略させた書類の名称およびその理由を記入すること。 (2) 《省略》 ア 認定請求書を返戻するときは、別記様式第6号による通知書を作成し、その認定請求書に添えて返戻すること。なお、添付書類が不足している場合は、原則として返戻はせず、イにより対応すること。 イ 《省略》 ウ アまたはイの処理を行ったときは、関係書類返戻・保留カードにその旨を記入すること。 (3) 前号の規定によって返戻したものが補正されて再提出されたときまたは保留の事由がなくなったときは、関係書類返戻・保留カードに再提

改正後	改正前
類返戻・保留<u>情報</u>に再提出年月日を<u>記録</u>すること。 (4) <u>請求者</u>およびその配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の<u>請求者</u>の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。）をいう。<u>第31条第1号</u>において同じ。）の個人番号の記載がないことのみをもって<u>認定請求書</u>の返戻・保留はしないこと。 2 ＜現行どおり＞ (1) 認定請求書の記載事項を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。<u>以下同じ。</u>）および添付書類により確認することとし、次の<u>アからセ</u>までについては、特に留意するものとする。 ア 請求者の他に請求に係る児童を監護し、かつ、生計を同じくする当該児童の父もしくは母、未成年後見人（法人を除く。）または父母指定者がある場合は、必要に応じて、<u>これらの者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）</u>の状況の確認に努めること。この場合において、当該所得は、その生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税または特別区民税に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額および短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額ならびに条約適用配当等の額の合計額とする。 イ 請求に係る児童のうちに本市の区域外に住所を有する児童（法第3条第3項に規定する施設入所等児童（以下「<u>施設入所等児童</u>」）と<u>いう。</u>）を除く。）があるときは、規則第1条の4第2項第1号の<u>添付書類</u>（当該児童の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合は世帯主との続柄が記載されたもの）および同項第3号の<u>添付書類（別居監護申立書（別記様式第6号の2））</u>により、<u>別居監護の状況や当該</u>	出年月日を<u>記入</u>すること。 (4) <u>一般受給資格者</u>およびその配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。）をいう。<u>以下同じ。</u>）の個人番号の記載がないことのみをもって返戻・保留はしないこと。 2 ＜省略＞ (1) 認定請求書の記載事項を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）および添付書類により確認することとし、次の<u>アからキ</u>までについては、特に留意するものとする。 ア 請求者の他に請求に係る児童を監護し、かつ、生計を同じくする当該児童の父もしくは母、未成年後見人（法人を除く。）または父母指定者がある場合は、必要に応じて、<u>それら請求者以外の者についても法第5条に定める所得</u>の状況の確認に努めること。 イ 請求に係る児童のうちに本市の区域外に住所を有する児童（法第3条第3項に規定する施設入所等児童を除く。）があるときは、規則第1条の4第2項第1号の<u>規定に基づき添付される</u>当該児童の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合は世帯主との続柄が記載されたものおよび同項第3号の<u>規定に基づき添付される書類（別記様式第6号の2）</u>により、<u>児童と同居している者の状況等</u>を確認すること。

改正後	改正前
<u>児童</u>と同居している者の状況等を確認すること。 ウ 請求に係る児童が日本国内に住所を有しない場合は、規則第1条に<u>規定する理由に該当するか否かを規則第1条の4第2項第2号の添付書類（児童手当に係る海外留学に関する申立書（児童用）（別記様式第6号の3）</u>、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等）により確認すること。 エ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者（法第6条第2項第2号に規定する第三子以降算定額算定対象者をいう。以下同じ。）が日本国内に住所を有しない場合は、規則第1条の3の2第3項に規定する理由に該当するか否かを規則第1条の4第2項第12号の添付書類（児童手当に係る海外留学に関する申立書（児童の兄弟用）（別記様式第6号の4））留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等）により確認すること。 オ 請求者が未成年後見人として請求したときは、規則第1条の4第2項第4号の<u>添付書類 児童手当の受給資格に係る（未成年後見人）申立書（別記様式第6号の5）</u>、請求に係る<u>児童の戸籍抄本等</u>）により確認すること。 カ 請求者が父母指定者として請求したときは、<u>父母指定者管理情報</u>または規則第1条の4第2項第5号の<u>添付書類</u>（父母指定者指定届受領証、父母等の居住状況が分かる書類等）により確認すること。<u>また</u>、父母指定者と請求に係る児童が別居している場合は、当該児童の状況がわかる書類（全寮制の学校の寮の入寮証明書等）の添付を求め、当該書類により同居が困難であることを確認するとともに、<u>上記イにより別居監護の状況等の確認</u>すること。 キ 請求者が法第4条第4項の<u>規定の適用により同条第1項第1号に掲げる者</u>（以下「同居父母」という。）として請求したときは、規則第1条の4第2項第7号の<u>添付書類（児童手当の受給に係る（同居父母）申立書（別記様式第6号の6）</u>および当該申立に係る事実を証明する書類）により確認すること。	ウ 請求に係る児童が日本国内に住所を有しないときは、規則第1条に<u>規定される理由に該当するか否かを規則第1条の4第2項第2号の規定に基づき添付される書類（海外留学に関する申立書、</u>留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等）により確認すること。 《改正後に新設》 エ 請求者が未成年後見人として請求したときは、規則第1条の4第2項第4号の<u>規定に基づき添付される書類（未成年後見人である旨の申立書、請求に係る子どもの戸籍抄本等）</u>により確認すること。 オ 請求者が父母指定者として請求したときは、<u>第4条第4号の父母指定者管理台帳</u>または規則第1条の4第2項第5号の<u>規定に基づき添付される書類</u>（父母指定者指定届受領証、父母等の居住状況が分かる書類等）により確認すること。<u>この場合において</u>、父母指定者と請求に係る児童が別居しているときは、当該児童の状況がわかる書類（全寮制の学校の寮の入寮証明書等）の添付を求め、当該書類により同居が困難であることを確認するとともに、<u>イによる確認も行う</u>こと。 カ 請求者が法第4条第4項の<u>支給要件に該当する者</u>（以下「同居父母」という。）として請求したときは、規則第1条の4第2項第7号の<u>規定に基づき添付される書類（申立書および当該申立に係る事実を証明する書類）</u>により確認すること。

改正後	改正前
ク 請求に係る児童が施設入所等児童に該当する者でないことを、都道府県等から提供される情報により確認すること。 ケ 請求者が、配偶者からの暴力を理由に住民票上の住所地と異なる市町村で請求したときは、「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（平成24年3月31日付け雇児発第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「児童手当虐待・DV通知」という。）の第二の1により支給要件を確認するほか、配偶者からの暴力（DV）のため住民票上の住所地と異なる市町村に居住している旨の申立書（別記様式第6号の7）または生活の本拠が分かる書類等により実際の住所地を確認すること。 コ 請求に係る児童が戸籍および住民票に記載のない場合については、出生証明書により児童およびその母を確認するほか、戸籍および住民票に記載のない児童に関する申立書（別記様式第6号の8）または児童の生活の記録が分かる書類等により国内に居住している実態や請求者が支給要件に該当するかを確認すること。 サ 請求に係る児童のうちに三歳未満支給対象児童（法第6条第2項第5号に規定する三歳未満支給対象児童をいう。）がない請求者については、年金加入証明書等の添付書類または公簿等による被用者または被用者等でない者の別の確認を行う必要がないこと。 シ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者があるときは、規則第1条の4第2項第10号の添付書類（監護相当・生計費の負担についての確認書（別記様式第6号の9））により、監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護ならびに生計費の相当部分についての負担の状況等を確認すること。 ス 請求に係る第三子以降算定額算定対象者のうちに本市の区域外に住所を有する者（延長者等（法第6条第2項第2号に規定する延長者等をいう。セにおいて同じ。）を除く。）があるときは、規則第1条の4第2項第11号の添付書類（当該者の住民票の写しまたは	キ 請求に係る児童が施設入所等児童（<u>法第3条第3項に規定される施設入所等児童をいう。以下同じ。</u>）に該当する者でないことを、都道府県等から提供される情報により確認すること。 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
住民票記載事項証明書であって、当該者が世帯主である場合にはその旨、当該者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの)により当該者が属する世帯の状況等を確認すること。 セ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者が延長者等に該当する者でないことを、監護相当・生計費の負担についての確認書(様式第6号の9)により確認すること。 (2) 前号の規定により行う審査において確認できない事項または請求に係る事実を明確にするために、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。特に前号イ、オ、カ、キおよびケに該当する場合においては、<u>父母等の住所地の市町村</u>に対して当該父母等の<u>児童手当の受給状況</u>の確認を行うなど、二重支給の防止を図ること。 3 前項の規定により審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに次により処理するものとする。 (1) 受給者<u>情報</u>に所要の事項を<u>記録</u>すること。 (2) <u>児童手当認定通知書(別記様式第7号)</u>による通知書を作成し、受給者に送付すること。<u>なお、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める内容を記載のうえ、通知すること。</u> ア 規則第1条に規定する理由に該当する児童について認定した場合 <u>当該児童が留学により日本国内に住所を有しなくなった日から3年を経過したときは規則第7条の届書(以下「受給事由消滅届」という。)</u>等を、3年以内に<u>当該児童が帰国し、再び日本国内に住所を有するに至ったときは住所等変更届を、それぞれ市に対して提出する必要がある旨</u> イ 規則第1条の3の2第3項に規定する理由に該当する第三子以降算定額算定対象者について認定した場合 当該第三子以降算定額算定対象者が留学により日本国内に住所を有しなくなった日から4年経過したことにより当該認定に係る児童手当の額が減額することとなるときは、規則第3条第1項の届書(第10条および第13条において「額改定届」という。)を、4年以内に当該第三子以降算定額算定対象者が帰国し、再び日本国内に住所を有するに至ったときは住所等変更届を、それぞれ市に対して提出する必要がある旨	《改正後に新設》 (2) 前号によって確認できない事項または請求に係る事実を明確にするために、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。<u>この場合において、前号イ、エ、オおよびカに該当するときは、他の市町村等</u>に対して当該父母等の受給状況の確認を行うなど、二重支給の防止を図ること。 3 前項の規定によって審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに次により処理するものとする。 (1) 受給者<u>台帳</u>に所要の事項を<u>記入</u>すること。 (2) <u>別記様式第7号</u>による通知書を作成し、受給者に送付すること。<u>ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める内容を当該通知書に記載すること。</u> ア 規則第1条に規定される理由に該当する児童について認定した場合 留学により日本国内に住所を有しなくなった日から3年経過したときは<u>受給事由消滅届</u>等を、3年以内に<u>児童が帰国し、再び日本国内に住所を有するに至ったときは住所等変更届を、それぞれ市に対して提出する必要がある旨</u> 《改正後に新設》

改正後	改正前
<u>ウ～エ</u> 《現行どおり》 (3) 認定請求書に認定年月日を<u>記録</u>すること。 (4) 住民基本台帳の所定欄に支給開始年月を記載すること（受給者が法人である場合を除く。）。) (5) 《現行どおり》 4 第2項の規定により審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 認定請求書に却下の旨および却下年月日を<u>記録</u>すること。 (2) 《現行どおり》 （施設等受給資格者に係る認定請求書の処理） 第8条 規則第1条の4第3項の請求書（以下この条および第32条において「認定請求書（施設等受給資格者用）」という。）の提出を受けたときは、前条第1項各号の規定の例により処理するものとする。 2 《現行どおり》 (1) 認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項を公簿等および添付書類により確認すること。<u>特に、規則第1条の2第1項に規定する期間以内の児童自立生活援助（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項の自立生活援助をいう。）が行われている者、同条第2項に規定する短期間の委託が行われている者もしくは同条第3項から第5項までに掲げる短期間の入所もしくは入院をしている者または施設に通う者について、施設入所等児童に該当しないこととなるので留意</u>すること。 (2) 前号の規定により行う審査において確認できないときまたは請求に係る事実を明確にするため特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。 (3) <u>児童のうちに三歳未満施設入所等児童（法第6条第2項第9号に規定する三歳未満施設入所等児童をいう。）がない受給者については、年金加入証明書等の添付書類または公簿等により被用者または被用者等でない者の別の確認を行う必要がないこと。</u> 3 前項の規定により審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに次により処理するものとする。	<u>イ～ウ</u> 《省略》 (3) 認定請求書に認定年月日を<u>記入</u>すること。 (4) 住民基本台帳（<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳をいう。以下同じ。</u>）の所定欄に支給開始年月を記載すること（受給者が法人である場合を除く。）。) (5) 《省略》 4 第2項の規定によって審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 認定請求書に却下の旨および却下年月日を<u>記入</u>すること。 (2) 《省略》 （施設等受給資格者に係る認定請求書の処理） 第11条 規則第1条の4第3項の請求書（以下「認定請求書（施設等受給資格者用）」という。）の提出を受けたときは、前条第1項各号の規定の例により処理するものとする。 2 《省略》 (1) 認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項を公簿等（<u>マイナンバー制度による情報連携を含む。</u>）および添付書類により確認すること。<u>この場合において、規則第1条の2第1項に規定する短期間の委託が行われている者もしくは同条第2項各号のいずれか、同条第3項または第4項に掲げる短期間の入所をしている者または施設に通う者について、施設入所等児童に該当しないことを確認</u>すること。 (2) 前号により確認できないときまたは請求に係る事実を明確にするため特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。 《改正後に新設》 3 前項の規定によって審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに次により処理するものとする。

改正後	改正前
(1) 受給者情報(施設等受給者用)に所要の事項を記録すること。 (2) 児童手当認定通知書(施設等受給者用)(別記様式第10号)による通知書を作成し、受給者に送付すること。 (3) 認定請求書(施設等受給資格者用)に認定年月日を記録すること。 (4) 住民基本台帳の所定欄に支給開始年月を記載すること(受給者が国、地方公共団体または法人である場合を除く。) 4 第2項の規定により審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 認定請求書(施設等受給資格者用)に却下の旨および却下年月日を記録すること。 (2) 児童手当認定請求却下通知書(施設等受給者用)(別記様式第11号)による通知書を作成し、請求者に送付すること。 (一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理) 第9条 《現行どおり》 (1) 規則第11条の規定により所定の添付書類を省略させたときは、額改定認定請求書にその省略させた書類の名称およびその理由を記録すること。 (2) 額改定認定請求書の記載およびその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第7条第1項第2号および第3号の規定の例により処理すること。 2 額改定認定請求書の記載内容については、第7条第2項(第1号アを除く。)の規定の例により審査するものとする。 3 前項の規定により審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。 (1) 受給者情報に新たに支給対象となった児童の氏名および新たに算定対象となった第三子以降算定額算定対象者の氏名ならびに改定後の支給額を記録すること。 (2) 児童手当額改定通知書(別記様式第12号)による通知書を作成し、受給者に送付すること。なお、第7条第3項第2号のアからエまでに掲げる場合にあっては、同号の例により通知書を作成すること。	(1) 受給者台帳(施設等受給者用)に所要の事項を記入すること。 (2) 別記様式第10号による通知書を作成し、受給者に送付すること。 (3) 認定請求書(施設等受給資格者用)に認定年月日を記入すること。 (4) 住民基本台帳の所定欄に支給開始年月を記載すること。(受給者が国、地方公共団体または法人である場合を除く。) 4 第2項の規定によって審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 認定請求書(施設等受給資格者用)に却下の旨および却下年月日を記入すること。 (2) 別記様式第11号による通知書を作成し、請求者に送付すること。 (一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理) 第12条 《省略》 (1) 規則第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、額改定認定請求書にその省略させた書類の名称およびその理由を記入すること。 (2) 額改定認定請求書の記載およびその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第10条第1項第2号および第3号の規定の例により処理すること。 2 額改定認定請求書の記載内容については、第10条第2項の規定(同項第1号アの規定を除く。)の例により審査するものとする。 3 前項の規定によって審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。 (1) 受給者台帳に新たに支給対象となった児童の氏名および改定後の支給額を記入すること。 (2) 別記様式第12号による通知書を作成し、受給者に送付すること。この場合において、第10条第3項第2号のアからウに掲げる場合にあっては、同号の例により通知書を作成すること。

改正後	改正前
(3) 額改定認定請求書に改定年月日を<u>記録</u>すること。 4 第2項の規定により審査した結果、支給額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者情報に改定の請求を却下した旨を<u>記録</u>すること。 (2) 《現行どおり》 (3) 額改定認定請求書に改定請求却下年月日を<u>記録</u>すること。 (一般受給資格者に係る額改定届の処理) 第10条 額改定届の提出を受けたときは、前条第1項および第2項の規定の例により審査するものとする。 2 前項の規定により審査した結果、届出に係る事実があることを確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者情報から改定の原因となる児童または<u>第三子以降算定額算定対象者</u>を消除するとともに、改定後の支給額を<u>記録</u>すること。 (2) 《現行どおり》 (3) 額改定届に改定年月日を<u>記録</u>すること。 3 第1項の規定により審査した結果、届出に係る事実がないことを確認したときは、受給者情報に額改定届を返付した旨を<u>記録</u>し、受給者に返付するものとする。 (施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理) 第11条 規則第2条第3項の請求書（以下この条および第32条において「額改定認定請求書（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、第9条第1項各号の規定の例により処理するものとする。 2 額改定認定請求書（施設等受給者用）の記載内容については、第8条第2項の規定の例により審査するものとする。 3 前項の規定により審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。 (1) 受給者情報（施設等受給者用）に新たに支給対象となった児童の氏名および改定後の支給額を<u>記録</u>すること。 (2) <u>児童手当額改定通知書（施設等受給者用）</u>	(3) 額改定認定請求書に改定年月日を<u>記入</u>すること。 4 第2項の規定によって審査した結果、支給額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者台帳の備考欄に改定の請求を却下した旨を<u>記入</u>すること。 (2) 《省略》 (3) 額改定認定請求書に改定請求却下年月日を<u>記入</u>すること。 (一般受給資格者に係る額改定届の処理) 第13条 規則第3条第1項の届書（以下「額改定届」という。）の提出を受けたときは、前条第1項および第2項の規定の例により審査するものとする。 2 前項の規定によって審査した結果、届出に係る事実があることを確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者台帳の児童欄から改定の原因となる児童を消除するとともに、改定後の支給額を<u>記入</u>すること。 (2) 《省略》 (3) 額改定届に改定年月日を<u>記入</u>すること。 3 第1項の規定によって審査した結果、届出に係る事実がないことを確認したときは、受給者台帳の備考欄に額改定届を返付した旨を<u>記入</u>し、受給者に返付するものとする。 (施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理) 第14条 規則第2条第3項の請求書（以下「額改定認定請求書（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、第12条第1項各号の規定の例により処理するものとする。 2 額改定認定請求書（施設等受給者用）の記載内容については、第11条第2項の規定の例により審査するものとする。 3 前項の規定によって審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。 (1) 受給者台帳（施設等受給者用）に新たに支給対象となった児童の氏名および改定後の支給額を<u>記入</u>すること。 (2) <u>別記様式第14号</u>による通知書を作成し、受